

『南史』謝氏列傳(2)

謝裕

谷本圭司

謝裕¹字景仁，朗弟允之子，而晦從父也。³名與宋武帝諱同，故以字行。允字令度，位宣城內史。景仁幼爲從祖安所知，始爲前軍行參軍，⁴會稽王世子元顯嬖人張法順權傾一時，內外無不造門，⁵唯景仁不至，年三十而方爲著作佐郎。桓玄誅元顯，⁶見景仁，謂四坐曰：「司馬庶人父子云何不敗，遂令謝景仁三十而方佐著作郎。」⁷玄建楚臺，⁸以補黃門侍郎。及篡位，⁹領驍騎將軍。

景仁博聞強識，善敘前言往行，¹⁰玄每與言不倦。玄出行，殷仲文、卞範之¹¹之徒皆騎馬散從，而使景仁陪輦。宋武帝爲桓脩撫軍中兵參軍，¹³嘗詣景仁諮事，景仁與語說，¹⁴因留帝食。食未辦，而景仁爲玄所召。玄性促，¹⁵俄頃間騎詔續至，帝屢求去，景仁不許，曰：「主上見待，要應有方，我欲與客食，豈不得待？」竟安坐飽食然後應召。帝甚感之。¹⁶及平建鄴，¹⁷景仁與百僚同見，武帝目之曰：「此名公孫也。」歷位武帝鎮軍司馬，復爲車騎司馬。¹⁸

義熙五年¹⁹，帝將伐慕容超²⁰，朝議皆謂不可，劉毅時鎮姑孰，固止帝，以爲「苻堅侵境²¹，謝太傅猶不自行²²。宰相遠出，傾動根本」。景仁獨曰：「公建桓、文之烈，應天人之心²⁴，雖業高振古，而德刑未樹²⁵，宜推亡固存，廣振威略²⁶。平定之後，養銳息徒，然後觀兵洛汭，修復園寢，豈有縱敵貽患者哉。」帝從之²⁷。及北伐，大司馬琅邪王天子母弟，屬當儲副²⁹，帝深以根本爲憂，轉景仁大司馬左司馬，專總府任³⁰。又遷吏部尚書。時從兄混爲尚書左僕射³¹，依制不得相監³²，帝啓依僕射王彪之、尚書王劭前例不解職³³。坐選吏部令史邢安泰爲都令史、平原太守，二官共除，安泰以令史職拜謁陵廟，爲御史中丞鄭鮮之所糾³⁵，白衣領職³⁶。十一年，爲左僕射³⁷。

景仁性矜嚴整潔，居宇淨麗，每唾輒唾左右人衣，事畢，卽聽一日澣濯。每欲唾，左右爭來受之。武帝雅相知重，申以昏姻，廬陵王義真妃，景仁女也³⁸。十二年卒³⁹，贈金紫光祿大夫。葬日，武帝親臨甚慟⁴⁰。

子恂字泰溫，位鄱陽太守。恂子孺子⁴¹，「二」少與族兄莊齊名⁴²。多藝能⁴³，尤善聲律。車騎將軍王彧⁴⁴，孺子姑之子也。嘗與孺子宴桐臺，孺子吹笙，彧自起舞，旣而歎曰：「今日真使人飄飄有伊、洛間意⁴⁵。」爲新安王主簿，出爲廬江郡⁴⁷，辭，宋孝武謂有司曰：「謝孺子不可屈爲小

郡。乃以爲司徒主簿。後以家貧，求西陽太守，卒官。

子瓌⁴⁸，少與從叔眺俱知名。齊竟陵王子良⁴⁹開西邸，招文學，瓌亦預焉。位中書郎⁵⁰。梁天監中，爲左戶尚書，再遷侍中，固辭年老求金紫，帝不悅⁵³，未敘，會卒⁵⁴。

子微⁵⁵字玄度，美風采，好學善屬文⁵⁶，位兼中書舍人⁵⁷。與河東裴子野、沛國劉顯同官友善⁵⁸。時魏中山王元略還北⁵⁹，梁武帝餞於武德殿⁶⁰，賦詩三十韻，限三刻⁶¹成。微二刻便就，文甚美，帝再覽焉。又爲臨汝侯猷製放生文⁶²，亦見賞於世。後除尚書左丞⁶⁴。

及昭明太子薨，帝立晉安王綱爲皇太子⁶⁵，將出詔，唯召尚書右僕射何敬容、宣惠將軍孔休源及微三人與議⁶⁶。微時年位尚輕，而任遇已重。後卒於北中郎豫章王長史、南蘭陵太守⁶⁷。文集二十卷⁶⁸。

純字景懋，景仁弟也⁶⁹。劉毅鎮江陵，以爲衛軍長史、南平相⁷⁰。及王鎮惡襲毅，毅時病，佐史聞兵至，馳還入府⁷¹，左右引車欲還外廨⁷²，純叱之曰：「我人吏也，逃欲安之。」⁷³及入，毅兵敗衆散，純爲人所殺⁷⁴。純弟魁⁷⁵字景魁，位司徒右長史。

魁弟述字景先，小字道兒。少有至行，隨純在江陵，純遇害，述奉純喪還都，至西塞遇暴風，純喪舫流漂不知所在，述乘小船尋求，經純妻庾舫過。庾遣人謂曰：「小郎去必無及，寧可存亡俱盡邪。」述號泣答曰：「若安全至岸，尚須營理；如其已致意外，述亦無心獨存。」因冒浪而進，見純喪幾沒，述號叫呼天，幸而獲免。咸以爲精誠所致，武帝聞而嘉之。及臨豫州，諷中正以爲迎主簿，甚被器遇。

景仁愛魁而憎述，嘗設饌請宋武帝，希命魁豫坐，而帝召述。述知非景仁夙意，又慮帝命之，請急不從。帝馳遣呼述，須至乃殮，其見重如此。及景仁疾，述盡心視湯藥，飲食必嘗而後進。衣不解帶不盥櫛者累旬，景仁深感愧焉，友愛遂篤。及景仁卒，哀號過禮。景仁肥壯，買材數具皆不合用，述哀惶，親選廼獲焉。

爲太尉參軍，從征司馬休之，封吉陽縣五等侯。元嘉二年，拜中書侍郎。後爲彭城王義康驃騎長史，領南郡太守。義康入相，述又爲司徒左長史，轉左衛將軍。莅官清約，私無宅舍，義康遇之甚厚。尚書僕射殷景仁、領軍將軍劉湛並與述爲異常之交。

述美風姿，善舉止，湛每謂人曰：「我見謝道兒未嘗足。」雍州刺史張邵以贖貨將致大辟，述表陳邵先朝舊勳，宜蒙優貸，文帝手詔訓納焉。述語子綜曰：「主上矜邵夙誠，自將曲恕，吾所啓謬會，故特見納。若此跡宣布，則爲侵奪主恩。」使綜對前焚之。帝後謂邵曰：

「卿之獲免，謝述力焉。」¹⁰⁹

述有心虛疾，性理時或乖謬¹¹⁰，卒於吳興太守¹¹²。喪還未至都數十里，殷景仁、劉湛同乘迎赴¹¹³，望船流涕。及劉湛誅，義康外鎮¹¹⁴，將行歎曰：「謝述唯勸吾退，劉湛唯勸吾進，述亡而湛存，吾所以得罪也。」文帝亦曰：「謝述若存，義康必不至此。」

三子：綜、約、緯¹¹⁵。綜有才藝，善隸書，為太子中舍人¹¹⁷。與范曄謀反伏誅¹¹⁸；約亦死¹¹⁹。緯尚宋文帝第五女長城公主，素為綜、約所憎，免死¹²⁰，徙廣州，孝建中還都¹²¹。方雅有父風，位正員郎¹²²。子眺。

眺¹²³字玄暉，少好學，有美名，文章清麗。為齊隨王子隆鎮西功曹，轉文學¹²⁴。子隆在荊州¹²⁵，好辭賦，眺尤被賞，不捨日夕¹²⁶。長史王秀之以眺年少相動，欲以啓聞¹²⁷。眺知之，因事求還¹²⁸，道中為詩寄西府曰：「常恐鷹隼擊，時菊委嚴霜，寄言爵羅者，寥廓已高翔¹³⁰」是也。仍除新安王中軍記室¹³¹。眺牋辭子隆曰¹³²：

眺聞潢汙之水，思朝宗而每竭¹³³，驚蹇之乘，希沃若而中疲。何則？臯壤搖落，對之惆悵，歧路東西¹³⁴，或以鳴咽¹³⁵。況乃服義徒擁¹³⁶，歸志莫從，邈若墜雨，飄似秋蒂¹³⁷。眺實庸流，行能無算，屬天地休明，山川受納，褒采一介¹³⁸，搜揚小善¹³⁹，故得捨耒場圃¹⁴⁰，奉筆兔園¹⁴¹。

東泛三江¹⁴²，西浮七澤¹⁴³，契闊戎旃，從容讌語。長裾日曳，後乘載脂，榮立府廷¹⁴⁴，恩加顏色，沐髮晞陽，未測涯涘，撫臆論報，早誓肌骨¹⁴⁵。不悟滄溟未運¹⁴⁶，波臣自蕩，渤澥方春，旅翮先謝。清切蕃房¹⁴⁷，寂寥舊華，輕舟反泝¹⁴⁸，弔影獨留。白雲在天，龍門不見，去德滋永，思德滋深。唯待青江可望，候歸艗於春渚，朱邸方開，效蓬心於秋實¹⁴⁹。如其簪履或存¹⁵⁰，枉席無改，雖復身填溝壑，猶望妻子知歸。攬涕告辭，悲來橫集¹⁵¹。

時荊州信去倚待，眺執筆便成，文無點易。
以本官兼尙書殿中郎¹⁵²。隆昌初，敕眺接北使¹⁵³，眺自以口訥，啓讓，見許¹⁵⁴。明帝輔政，以爲驃騎諮議，領記室，掌霸府文筆¹⁵⁵。又掌中書詔誥，轉中書郎¹⁵⁶。

出爲晉安王鎮北諮議、南東海太守，行南徐州事¹⁵⁷。啓王敬則反謀¹⁵⁸，上甚賞之，遷尙書吏部郎¹⁵⁹。眺上表三讓。中書疑眺官未及讓，以問國子祭酒沈約¹⁶⁰。約曰：「宋元嘉中¹⁶¹，范曄讓吏部，朱脩之讓黃門¹⁶²，蔡興宗讓中書¹⁶³，並三表詔答。近代小官不讓，遂成恒俗，恐有乖讓意。」王藍田、劉安西並貴重，初自不讓¹⁶⁴，今豈可慕此不讓邪？孫興公、孔覲並讓記室¹⁶⁵，今豈可三署皆讓邪？謝吏部今授超階，讓別有意¹⁶⁶，豈關官之大小。搗謙之美¹⁷⁰，本出人情，若大官必讓，便與詣闕章表不異¹⁷¹。例旣如此，謂都非疑¹⁷²。」眺讓，優答不許¹⁷³。

眺善草隸¹⁷⁴，長五言詩，沈約常云「二百年來無此詩也」。敬皇后遷祔山陵¹⁷⁵，眺撰哀策文¹⁷⁶，

齊世莫有及者。

東昏失德¹⁷⁷，江祜欲立江夏王寶玄，末更回惑¹⁷⁸，與弟祀密謂朏曰：「江夏年少，脫不堪¹⁸⁰，不可復行廢立。始安年長入纂，不乖物望。非以此要富貴，只求安國家爾。」¹⁸²遙光又遣親人劉¹⁸⁴渢致意於朏¹⁸⁵。朏自以受恩明帝，不肯答¹⁸⁶。少日，遙光以朏兼知衛尉事，朏懼見引，卽以祜等謀告左興盛¹⁸⁷，又說劉暄曰：「始安一旦南面，則劉渢、劉晏居卿今地，但以卿爲反覆人爾。」暄陽驚，馳告始安王及江祜。始安欲出朏爲東陽郡，祜固執不與¹⁸⁸。先是，朏常輕祜爲人，祜常詣朏，朏因言有一詩，呼左右取，旣而便停。祜問其故，云「定復不急」。祜以爲輕己。後祜及弟祀、劉渢、劉晏俱候朏，朏謂祜曰：「可謂帶二江之雙流」，以嘲弄之。祜轉不堪，至是構而害之¹⁸⁹。詔暴其過惡，收付廷尉¹⁹⁰。又使御史中丞范岫奏收朏，下獄死，時年三十六。臨終謂門賓曰：「寄語沈公，君方爲三代史，亦不得見沒。」¹⁹²

初，朏告王敬則反，敬則女爲朏妻，常懷刀欲報朏，朏不敢相見。及當拜吏部，謙挹尤甚¹⁹³，尙書郎范縝嘲之曰：「卿人才無慚小選，但恨不可刑于寡妻。」朏有愧色¹⁹⁴。及臨誅，歎曰：「天道其不可昧乎！我雖不殺王公，王公因我而死。」¹⁹⁵

朏好獎人才，會稽孔覲粗有才筆，¹⁹⁶未爲時知，孔珪嘗令草讓表以示朏。朏嗟吟良久，手自折簡寫之，謂珪曰：「士子聲名未立，應共獎成，無惜齒牙餘論。」其好善如此。

眺及殷叡素與梁武以文章相得，帝以大女永興公主適叡子鈞，第二女永世公主適眺子謨。及帝爲雍州，二女並暫隨母向州。及武帝卽位，二主始隨內還。武帝意薄謨，又以門單，欲更適張弘策子，弘策卒，又以與王志子譚。而謨不堪歎恨，爲書狀如詩贈主。主以呈帝，甚蒙矜歎，而婦終不得還。尋用謨爲信安縣，稍遷王府諮議。時以爲沈約早與眺善，爲制此書云。¹⁹⁷

〔書き下し文〕

謝裕、字は景仁、朗の弟允の子にして、晦の従父なり。

名は宋の武帝の諱と同じければ、故に字を以て行はる。允は字は令度、位は宣城内史たり。

景仁は幼くして従祖安の知る所と爲り、始め前軍行參軍と爲る。会稽王の世子元顛の嬖人張方順は、権は一時を傾け、内外門に造らざる無きも、唯だ景仁のみ至らず。年三十にして方めて著作佐郎と爲る。桓玄、元顛を誅し、景仁を見て、四坐に謂ひて曰く、「司馬庶人父子、云何ぞ敗れ

ざらんや。遂に謝景仁をして三十にして方めて佐著作郎たらしむ。」と。

玄の楚台を建つるや、以て黄門侍郎に補す。位を纂するに及んで、驍騎將軍を領す。景仁は博聞強識、善く前言往行を紘ぶ。玄、毎に与に語りて倦まず。玄の出行するや、殷仲文・卞範之の徒は、皆な騎馬もて散従するも、景仁をして輦に陪せしむ。

宋の武帝は桓脩の撫軍中兵參軍と爲り、嘗て景仁に詣りて事を諮う。景仁は与に語りて説び、因りて帝を留めて食

さんとす。食の未だ弁せずして、景仁は玄の召す所と為る。玄の性促にして、俄頃の間、騎詔続き至る。帝は屢しば去らんことを求む。景仁許さずして曰く、「主上の見待は、要^{かなら}ず応に方有るべし。我は客と食せんと欲す。豈に待つことを得ざらんや。」と。竟に安坐して飽食し、然る後に召に応ず。帝は甚だ之れに感ず。

建鄴を平らぐるに及び、景仁は百僚と同一に見ゆ。武帝は之れを目して曰く、「此れ名公の孫なり。」と。位を武帝の鎮軍司馬に歴て、復た車騎司馬と為る。

義熙五年、帝は將に慕容超を伐たんとするも、朝議は皆な謂う、「不可なり。」と。劉毅は時に姑熟に鎮し、固く帝を止む。「以為へらく、符堅の境を侵すや、謝太傅すら猶お自ら行かず。宰相の遠く出でなば、根本を傾動せん。」と。景仁は独り曰く、「公は桓・文の烈を建て、天人の心に応ず。業は振古に高しと雖も、而れども徳刑は未だ樹たず。宜しく亡を推し存を固くし、広く威略を振うべし。平定の後、鋭を養い徒を息わせ、然る後に兵を洛泗に覲し、園寝を修復せん。豈に敵を縦^{ゆる}して患いを貽す者有らんや。」と。帝は之れに従う。

北伐に及んで、大司馬琅邪王は天子の母弟にして、属^ま当に儲副なるべし。帝は深く根本を以て憂いと為し、景仁を大司馬の左司馬に転じて、専ら府の任を総べしむ。

又た吏部尚書に遷る。時に従兄混は尚書左僕射たり。制に依るに相い監するを得ず。帝、啓して僕射王彪之・尚書王邵の前例に依りて職を解かず。吏部令史邢安泰を選んで

都令史・平原太守と為し、二官共に除するも、安泰の令史の職を以て陵廟に拝謁するに坐して、御史中丞鄭鮮之の糾する所と為り、白衣にして職を領す。

十一年、左僕射と為る。

景仁は性は矜嚴整潔にして、居宇は浄麗なり。唾する毎に輒ち左右の人の衣に唾す。事畢れば即ち一日の澣濯を聴^きす。唾せんと欲する毎に、左右争つて来たりて之れを受く。武帝、雅^よより相い知重し、申ぶるに昏姻を以てす。廬陵王義真の妃は、景仁の女なり。十二年、卒し、金紫光禄大夫を贈らる。葬の日、武帝は親ら臨んで甚だ慟す。

子は恂、字は泰温。位は鄱陽太守たり。

恂の子は孺子、少くして族兄の莊と名を齊^{ひと}しうす。芸能多く、尤も声律を善くす。車騎將軍王或は、孺子の姑の子なり。嘗て孺子と桐台に宴し、孺子は笙を吹き、或は自ら起つて舞う。既にして歎じて曰く、「今日、真に人をして飄飄として伊・洛の間の意有らしむ。」と。

新安王の主簿と為り、出だされて廬江郡と為るも、辞す。宋の孝武、有司に謂ひて曰く、「謝孺子は屈して小郡と為すべからず。」と。乃ち以て司徒主簿と為す。後、家の貧なるを以て、西陽太守を求む。官に卒す。

子は環、少くして従叔の眺と俱に名を知らる。齊の竟陵王子良、西邸を開き、文学を招く。環も亦た預かれり。位

は中書郎たり。

梁の天監中、左戸尚書と為り、再び侍中に遷るも、固辞して年老いたりとし金紫を求む。帝、悦ばず。未だ叙せられざるに、会たま卒す。

子は微、字は玄度。風姿美にして、学を好み善く文を属す。位は兼中書舍人たり。河東の裴子野・沛国の劉頊と官を同じうし、友として善し。

時に魏の中山王元略、北に還る。梁の武帝、武徳殿に餞す。詩の三十韻なるものを賦せしめ、三刻を限り成さしむ。微は二刻にして便ち就る。文は甚だ美なり。帝は焉を再覽す。又た臨汝侯猷の為に「放生の文」を製し、亦た世に賞せらる。後、尚書左丞に除せらる。

昭明太子の薨するに及んで、帝は晋安王綱を立てて皇太子と為す。将に詔を出ださんとして、唯だ尚書右僕射何敬容・宣惠將軍孔休源及び微の三人のみを召して与に議す。微は時に年位は尚ほ軽けれども、任遇は已に重し。後、北中郎豫章王長史・南蘭陵太守に卒す。文集二十卷。

純、字は景懋、景仁の弟なり。劉毅の江陵に鎮するや、以て衛軍長史・南平の相と為る。襲うに及び、毅は時に病む。左史の「兵至る」と聞するや、馳せ還りて府に入らんとするに、左右は車を引いて外廨に還らんと欲す。純は之を叱して曰く、「我は人の吏なり。逃れて安くに之かんと欲するや。」と。入るに及び、毅の兵は敗れて衆は散じ、

純は人の殺す所と為る。

純の弟尠、字は景尠。位は司徒左長史たり。

純の弟述、字は景先、小字は道児。少くして至行有り。

純に随つて江陵に在り、純の害せらるるや、述は純の喪を奉じて都に還らんとす。西塞に至つて暴風に遇い、純の喪舫は流漂して在る所を知らず。述は小船に乗つて尋求し、純の妻庾の舫を経て過る。庾は人を遣りて謂はしめて曰く、「小郎の去けども必ず及ぶこと無からん。寧ぞ存亡俱に尽くすべけんや。」と。述は号泣して答えて曰く、「若し安全にして岸に至らば、尚に営理を須つべし。如し其の已に意外を致さば、述も亦た独り存するに心無し。」と。因りて浪を冒して進み、純の喪の幾ど没せんとするを見る。述は号叫して天に呼ばわり、幸ひにして免るるを獲たり。咸な以て精誠の致す所と為す。武帝は聞して之を嘉し、豫州に臨むに及んで、中正に諷して以為へらく主簿に迎えんと。甚だ器遇せらる。

景仁、尠を愛して述を憎む。嘗て饌を設けて宋の武帝を請き、尠をして坐に予らしめんことを希う。而れども、帝は述を召す。述は景仁の夙意に非ざるを知り、又た帝の之を命ずるを慮り、請は急なれども従わず。帝は馳せて述を呼ばしめ、至れるを須ちて乃ち殮う。其の重んぜらるること此くの如し。

景仁の疾むに及んで、述は心を尽くして視、湯薬・飲食

は必ず嘗めて後に進む。衣は帯を解かず、盥櫛せざる者、旬を累ぬ。景仁は深く焉に感愧し、友愛は遂に篤し。

景仁の卒するに及んで、哀号すること礼に過ぐ。景仁は肥壮なれば、材を買い数しば具えしむるも、皆な用に合わず。述は哀惶し、親ら選んで迺ち焉を獲たり。

太尉參軍と為り、司馬休之を征するに従い、吉陽県五等侯に封ぜらる。

元嘉二年、中書侍郎を拜す。後、彭城王義康の驍騎長史と為り、南郡太守を領す。義康の入りに相たるや、述も又た司徒左長史と為り、左衛將軍に転ず。官に莅んでは清約にして、私に宅舍無し。義康、之を遇すること甚だ厚し。

尚書僕射殷景仁・領軍將軍劉湛と並びに異常の交わりを為す。述は風姿美しく、举止善し。湛は毎に人に謂いて曰く、「我、謝道兒を見るに、未だ嘗て足らず。」と。

雍州刺史張邵の貨に贖れるを以て將に大辟を致さんとするや、述は表して陳ぶ、「邵は先帝の旧勲たり。宜しく優貸を蒙るべし。」と。文帝、手詔して酬納せり。述は子の綜に語りて曰く、「主上は邵の夙誠を矜み、自ら將に曲げて恕さんとす。吾が啓する所の謬会すれば、故に特だ納れらるるのみ。若し此の跡の宣布せば、則ち主恩を侵奪するを為さん。」と。綜をして前に対して之を焚かしむ。帝は後に邵に謂いて曰く、「卿の免るるを獲るは、謝述の力なり。」と。

述は心虚の疾有れば、性理は時に或いは乖謬す。吳興太守に卒す。喪還せられて未だ都に至らざること数十里、殷

景仁・劉湛は同乗して迎え赴き、船を望んで流涕す。

劉湛の誅せらるるに及んで、義康は外に鎮す。將に行かんとして歎いて曰く、「謝述は唯だ吾の退くを勧め、劉湛は唯だ吾の進むを勧むるのみ。述は亡して湛は存す。吾の罪を得たる所以なり。」と。文帝も亦た曰く、「謝述の若し存せば、義康は必ず此に至らざらん。」と。

三子は、綜・約・緯。

綜は才芸有り、隸書を善くす。太子中舍人と為る。范曄と反を謀りて誅に伏す。約も亦た死せり。緯は宋の文帝の第五女長城公主を尚り、素より綜・約の憎む所と為る。死を免れて、広州に徙さる。孝建中、都に還る。方雅にして父の風有り。位は正員郎たり。子は眺。

眺、字は玄暉、少くして学を好み、美名有り、文章は清麗たり。齊の隨王子隆の鎮西功曹と為り、文学に転ず。

子隆の荊州に在るや、辞賦を好み、眺は尤も賞せられて、日夕を舍かず。長史の王秀之は眺の年少にして相い動かすを以て、以て啓聞せんと欲す。眺之を知り、事に因りて還らんことを求む。道中に詩を為りて西府に寄せて曰く、「常に恐る鷹隼の撃ちて、時菊の嚴霜に委まんことを。言を寄せん罽羅の者に、寥廓に已に高く翔けたりと。」とは、是れなり。仍ねて新安王の中軍記室に除せらる。眺、賤もて子隆に辞して曰く、

眺聞く、潢汗の水は、朝宗を思えども毎に竭き、鶯蹇の

乗は、沃若を希えども中ごろ疲ると。何となれば則ち、阜壤は揺落すれば、之れに対して惆悵し、岐路は東西なれば、或いは以て嗚咽す。況や乃ち義に服し徒に擁し、帰志は従う莫く、遯として墜雨の若く、飄として秋帯に似たるをや。眇は実に庸流にして、行能は算うる無きも、天地の休明、山川の受納に属し、一介を褒采し、小善を搜揚せらる。故に未を場圃に捨て、筆を免園に奉ずるを得たり。東のかた三江に泛び、西のかた七沢に浮び、戎旃に契闊し、讜語に従容す。長裾は日々に曳き、後乗は載ち脂す。榮は府廷に立ち、恩は顔色を加う。髪を沐いて陽に晞かし、未だ涯淡を測らず。臆を撫でて報を論じ、早に肌骨に誓う。悟らざりき、滄溟の未だ運らざるに、波臣は自ら蕩り、渤海は方に春にして、旅翩は先ず謝せんとは。清切なる蕃房、寂寥たる旧華、輕舟は反って泝り、影を弔って独り留まる。白雲は天に在り、龍門は見えず。徳を去ること滋ます永く、徳を思ふこと滋ます深し。

唯だ青江の望むべくんば、帰鯨を春渚に候ち、朱邸の方に開かば、蓬心を秋実に效さんことを待たんのみ。如其れ簪屨の存する或り、枉席の改むる無くんば、復た身を溝壑に填むと雖も、猶ほ妻子を望んで帰るを知るがごとし。涕を攬りて告辞すれば、悲しみ来りて横集す。と。時に荊州の信は去らんとして倚り待つ。眇は筆を執りて便ち成り、文に点易すること無し。

本官を以て尚書殿中郎を兼ね。隆昌の初め、眇に敕して北使に接せしむ。眇は自ら口訥なるを以て、啓し譲り、許

さる。明帝の輔政するや、以て驥騎諮議と為し、記室を領せしめ、霸府の文筆を掌らしめ、又た中書の詔誥を掌らしむ。中書郎に転ず。

出だされて晋安王の鎮北諮議・南東海太守・行南徐州事と為る。王敬則の反謀を啓し、上は甚だ之れを賞す。尚書吏部郎に遷る。眇は表を上りて三たび譲る。中書は眇の官未だ譲るに及ばずと疑ふ、以て国子祭酒沈約に問う。約曰く、「宋の元嘉中、范曄は吏部を譲り、朱脩之は黄門を譲り、蔡興宗は中書を譲り、並びに三たび表して詔答す。近代に小官は譲らず、遂に恒俗を成せるは、恐らくは讓の意に乖くこと有らん。王藍田・劉安西は並びに貴重なれば、初めより自ら譲らず、今豈に此れを慕ひて譲らざるべけんや。孫興公・孔覲は並びに記室を譲る、今豈に三署は皆な讓るべけんや。謝吏部は今の授は階を越ゆるも、讓るは別に意有り、豈に官の大小に関わらんや。抵謙の美は、本と人の情に出づ。若し大官の必ず譲らば、便ち闕に詣りて章表すると異ならず。例は既に此くの如くんば、都て疑わしきに非ずと謂はん。」と。眇は讓るも、優答して許さず。

眇は草隸を善くし、五言詩に長ず。沈約は常に云う、「二百年來、此の詩無きなり。」と。敬皇后の遷して山陵に附するや、眇は哀策文を撰す。齊の世に及ぶ者有ること莫し。東昏の徳を失うや、江祐は江夏王宝玄を立てんと欲するも、末に更に回惑し、弟の祀と密かに眇に謂いて曰く、「江夏は年少にして、脱にして堪えず。復た廢立を行うべからざらん。始安は年長にして、入りて冀がば物望に乖かざら

ん。此れを以て富貴を要むるに非ず。只だ国家を安んぜんことを求むるのみ。」と。遙光は又た親人劉渢をして意を眧に致さしむ。眧は自ら恩を明帝に受くるを以て、答うるを肯んぜず。少日ありて、遙光は眧を以て衛尉の事を兼ね知らしむ。眧は引かるるを懼れ、即ち祐らの謀を以て左興盛に告ぐ。又た劉暄に説いて曰く、「始安は一旦南面すれば、則ち劉渢・劉晏は卿の今の地に居り、但だ卿を以て反覆の人と為さんのみ。」と。暄は陽驚して、馳せて始安王及び江祐に告ぐ。始安は眧を出だして東陽郡と為さんと欲するも、祐は固執して与えず。

是れより先、眧は常に祐の人と為りを軽んず。祐の常て眧に詣るや、眧、因りて一詩有るを言い、左右を呼んで取らしめ、既にして便ち停む。祐は其の故を問う。云う、「定めて復た急ならざらん。」と。祐は以為えらく、己を軽んず、と。後、祐及び弟の祀・劉渢・劉晏は俱に眧に候る。眧は祐に謂ひて曰く、「二江の双流を帯ぶと謂うべし。」と。以て之を嘲弄す。祐は転た堪えず、是に至りて構えて之を害さんとす。

詔して其の過惡を暴き、収めて廷尉に付す。又た御史中丞范岫をして奏して眧を収めしめ、獄に下して死せり。時に年三十六なり。終わりに臨んで門賓に謂いて曰く、「語を沈公に寄せよ。『君の方に三代の史を為らば、亦た没せらるるを得ざらん。』」と。

初め、眧の王敬則の反を告するや、敬則の女は眧の妻たり。常に刀を懐にして眧に報せんと欲すれば、眧は敢えて

相い見ざるなり。当に吏部を拜すべきに及んで、謙挹すること尤も甚だし。尚書郎范縝は之を嘲りて曰く、「卿の人才は小選に慚ぶること無からん。但だ恨むらくは寡妻に刑らしむるべからざることなり。」と。眧は愧づる色有り。誅に臨むに及んで、歎じて曰く、「天道は其れ味しとすべからざらんや。我は王公を殺さずと雖も、王公は我に因りて死す。」と。

眧は人才を奨むるを好む。会稽の孔覲は粗にして才筆有るも、未だ時に知られず。孔珪は嘗て讓表を草せしめて以て眧に示す。眧は嗟吟すること良に久しく、手自ら折簡もて之を写し、珪に謂いて曰く、「士子の声名は未だ立たず。応に共に奨成すべし。齒牙の余論を惜しむ無かれ。」と。其の善を好むこと此のごとし。

眧及び殷毅は素もと梁武と文章を以て相い得たり。帝は大女の永興公主を以て叡の子の鈞に適がせ、第二女の永世公主は眧の子の謨に適がしむ。帝の雍州たるに及んで、二女は並びに暫く母に隨いて州に向う。武帝の即位するに及んで、二主は内に隨いて還る。武帝の意は謨に薄く、又た門の単なるを以て、更めて張弘策の子に適がしめんと欲す。弘策の卒するや、又た以て王志の子の諶に与う。而うして謨は歎恨に堪えず。書状の詩の如きものを為りて主に贈る。主は以て帝に呈す。甚だ矜歎を蒙れども、婦は終に還るを得ず。尋いで謨を用て信安県と為し、稍くして王府諮議に遷る。時に、以為へらく沈約は早に眧と善ければ、為此の書を制らん、と云へり。

〔和訳〕

謝裕は字を景仁といい、朗の弟、允の子で、晦の従父である。諱が宋の武帝と同じであったので、そのため字で呼ばれた。允は字を令度といい、官位は宣城内史であった。

景仁は幼いとき従祖の安に親しくされ、初め前軍行参軍となった。(当時、)会稽王の嫡子元顛の寵臣張法順は、権勢が一時を傾けるほどで、朝廷内外の者で彼の家を訪ねない者はいなかったが、景仁だけは往かなかった。(そのため)二十歳にもなってやっと著作佐郎になった。桓玄が元顛を誅殺し、景仁を引見したとき、座中の者にむかって、「司馬氏の妾腹の父子め、なんで敗れずにおれようか。謝景仁を三十でやっと佐著作郎に任じる(ほど人を見る目が無い)ようではな。」と言った。

桓玄が楚の朝廷を建てると、黄門侍郎に補任し、彼が帝位を篡奪すると、驍騎將軍を兼任した。

景仁は見聞が広く物知りで、好んで古の聖賢の言葉や行いを述べた。桓玄はいつも景仁と語りあって倦むことがなかった。桓玄が外出するとき、殷仲文・卞範之といった人々はみな馬に乗って行列に従うのだったが、景仁を輦に同乗させたほどであった。

宋の武帝が桓脩の撫軍中兵参軍となり、あるとき景仁のところへ来て、政事について諮ねた。景仁は共に語りあって楽しく、それで武帝を引き留めて一緒に食事をしようとした。(しかし、)食事が整わないうちに、景仁は桓玄に呼び出されてしまった。桓玄はせっかちな性格で、ちょっと

の間に、馬に乗ったお召しの使者が立て続けにやって来た。武帝は何度も立ち去ろうとしたが、景仁はそれを許さず、「主上の面会を求められるのには、その求め方というものが有ってしかるべきです。私は客人と食事をしたいのに、どうしてお待ちになれないことがあるう。」と言って、ずっと落ち着いて座ったまま、十分に食べ、その後でお召しに応じた。武帝はいたく感心した。

武帝が(桓玄を敗って)建鄴を平定すると、景仁は群臣たちと一緒に謁見した。武帝は景仁を評して、「これが名公(謝安)の孫だ。」と言った。官職を歴任して武帝の鎮軍司馬となり、再び車騎司馬となった。

義熙五年、武帝は慕容超(の南燕王朝)を伐とうとしたが、(その時、)朝廷での意見はみな「(北伐を)行うべきではない。」というものであった。劉毅はこの時、姑熟に鎮しており、強硬に武帝に反対した。「思うに、符堅が国境を侵略してきたとき、あの謝太傅でさえも自ら出向くことはしなかった。宰相が遠くへ出てしまったら、本国が動揺することになりましょう。」と。景仁だけが、「公は斉の桓公・晋の文公のような大功を建てられ、天下の人々の思いに応えておいでになる。その業績は古の誰よりも優れていらっしやるけれども、離反しているものは伐ち帰順してくるものは安んずるということがまだ樹立されておりません。亡ぼすべきを滅ぼして残すべきを固め、広く權威知略を知らしむるのがよいでしょう。(慕容超を)平定した後、精銳を養い兵卒を休ませ、その後で兵威を故都洛陽

に示し、陵墓の御霊屋を修復するのです。敵を好き放題にさせて禍いを後々に貽すような者がなんでありましようや。」と言った。武帝はこれに従ったのであった。

北伐にあたり、大司馬琅邪王は安帝の同母弟で、ちょうど跡継ぎの君となるべき人であった。武帝は（自分が北伐に出ている間の）本国のことを深く気にかけて、景仁を大司馬の左司馬に転任させ、専ら王府の仕事を取りまとめさせた。

さらに吏部尚書に遷った。この時、従兄謝混は尚書僕射であり、制度上、（職務を）監督することができなくなった。武帝は（天子に）申し上げて、僕射に王彪之・尚書に王劭がなったという前例によって、（景仁の）職を解かなかった。

吏部令史邢安泰を選んで都令史・平原太守とし、この二つの官は共に安泰に授けられたが、安泰が令史の職分で陵廟に拜謁した件に連坐して、御史中丞鄭鮮之に糾弾され、免官となったままで職務を行った。

（義熙）十一年、左僕射となった。

景仁の人柄は気まじめで厳そか、端整で潔癖であり、住まいは清潔で麗しかった。（景仁は）唾を吐くたびに（唾で家が汚れるのを嫌って）周囲の者の衣服に唾を吐きかけ、それが終わると、その日一日の洗濯休みをとることを許した。（そのため景仁が）唾を吐こうとするといつも、周囲の者が争ってやって来て唾を衣服に受けたのであった。

武帝は平素から景仁と交際して彼を尊敬し、姻戚となる

ことを申し入れた。廬陵王劉義真の妃が、景仁の娘である。（義熙）十二年に亡くなり、金紫光禄大夫を追贈された。葬儀の日、武帝は自ら出向いて行って、ひどく慟哭した。

（景仁の）子は恂で、字を泰温という。官位は鄱陽太守になった。

恂の子は孺子で、若い頃から族兄の謝莊と名声を等しくした。多芸多才で、特に音楽に優れていた。車騎將軍王彧は、孺子のおばの子である。ある時、（王彧は）孺子と桐台で宴を催し、孺子が笙を吹き、王彧は起って舞を舞った。舞い終わって感嘆して、「今日は、まさしく人をひらひらと風にひるがえらせて『伊・洛の間』の心持ちを抱かされた。」と言った。

新安王の主簿となり、地方へ出されて廬江郡の太守となったが、辞任した。宋の孝武帝は、官吏にむかって「謝孺子はへりくだらせて小郡の太守にしてはならぬ。」と言い、それで司徒主簿となった。後に家が貧しいので西陽太守になることを求めた。その官に在って亡くなった。

（孺子の）子は璟で、若い時から従叔の謝朓とともにその名を知られた。齊の竟陵王蕭子良が、西邸を開いて、文学の士を招いたとき、璟も参加したのであった。（齊王朝での）官位は中書郎であった。

梁の天監中、左民尚書になり、再び侍中に遷ったが、固

辞し、年老いたとして金紫に叙せられるよう求めた。梁の武帝は不快に思った。まだ金紫に叙せられないうちに、亡くなった。

(璟の)子は微で、字を玄度という。姿かたちが美しく、学問を好み文章を作るのが上手であった。中書舎人を兼任した。河東の裴子野・沛国の劉頊とは官職が同じで、よき友人同士であった。

折しも、北魏の中山王元略が北に還ることになった。梁の武帝は武徳殿で送別の宴を催し、(その宴席で)三十韻の詩を三刻の制限時間内に作らせた。微は二刻で作り上げ、文彩が非常に美しかった。武帝はこれを繰り返しご覧になったのであった。さらに、臨汝侯蕭淵猷のために「放生の文」を作り、これも世の賞賛を得た。後に尚書左丞を授けられた。

昭明太子が薨去されると、武帝は晋安王蕭綱を立てて皇太子とした。その詔を出そうとして、(武帝は)尚書右僕射の何敬容・宣惠將軍の孔休源及び微の三人だけをお召しになって、ともに相談なされた。微は、この時まだ年も若く官位も低かったが、すでに信任され厚遇されていたのであった。後に北中郎予章王の長史・南蘭陵太守に在職中、亡くなった。文集二十巻がある。

謝純は、字を景懋といい、景仁の弟である。劉毅が江陵に鎮すると、衛軍長史・南平相となった。

王鎮悪が劉毅を襲撃したとき、劉毅はちょうど病気であった。属官が「軍勢がやって来た。」と報告すると、(純は)役所に馳せ還ったが、(劉毅の)近臣たちは、車を引き出して外廨に還ろうとした。純は叱りつけて、「私は人の部下だ。逃げてどこへ行くというのだ。」と言った。(役所に)入ると、劉毅の軍は敗北して散り散りになり、純は殺害された。

純の弟の魁は、字を景魁という。官位は司徒左長史になった。

純の弟の述は、字を景先といい、幼いときの字は道児という。若いころから立派な行いがあった。純に随って江陵に居り、純が殺害されると、述は純(の柩)を奉じて都へ遺体を送って還った。西塞まで来たときに暴風に遇い、純の柩を載せた船が漂流し、行方がわからなくなった。述は、小船に乗って(それを)捜し求めた。純の妻、庾氏の舫のそばを通って立ち寄ると、庾氏は人をやって述に、「あなたが追って行っても、きっと見つけれないでしょう。どうして生死をとにも尽くそうとなさるのか。」と伝えさせた。述は、号泣して、「もしも、安全に川岸に流れ着いていたら、ちゃんと回収しなくてはなりません。もしも、もはや思い及ばぬ事態に至っておりましたら、わたくしもひとり生きていようとは思いません。」と答えた。それで波浪の中を危険を冒して進み、純の柩を載せた船がいまにも

沈もうとしているのを見つけた。述は、大声をあげて天に呼ばわり、幸いに沈没を免れることができた。(人は)皆、述のまごころがなしとげたことだとした。武帝は、このことを聞いてよきこととほめ、(述の一行が)予州まで来ると、中正官にそれとなく告げて主簿に迎えようと思った。

(武帝は述を)立派な人物として非常に厚遇した。

(兄の)景仁は魁を愛して述を憎んでいた。以前、(景仁が)膳席を設けて宋の武帝を招いたとき、魁を座に加えさせようと求めたが、しかし、武帝は、述をお召しになった。述は、(このお召しが)景仁の普段の思いではないと分かっていたし、さらに、武帝が自分を召すよう命じたためであろうと慮って、要請は至急であったが従わなかった。武帝は、(使いの者を)急ぎ走らせて述を呼ばせ、彼がやって来るまで待つてから箸をつけたのである。述が武帝に重んじられることは、このようであった。

景仁が病気になる、述は真心こめて看病し、煎じ薬や飲食物は、必ず自分が毒味をした後で景仁に進めた。(看病をする間、)衣の帯を解かず、身づくろいをしないで、数十日に及んだ。景仁は、深く感じ入って(これまで述を憎んでいたことを)心に恥じ、兄弟愛はついに心のこもったものとなった。

景仁が亡くなると、(述が葬儀で)哀しみ泣き叫ぶことは通常の礼に過ぎるものがあった。景仁はよく肥ってがっしりした体格をしていたので、(柩の)材料を買い、何度か作らせたが、みな用に合わなかった。述は哀しみうるた

えて、自分で(材料を)選び、やっと(用に合うものを)手に入れたのであった。

太尉参軍と為り、司馬休之を征伐する戦に従軍し、吉陽県五等侯に封ぜられた。

元嘉二年、中書侍郎に任じられた。その後、彭城王劉義康の驃騎長史となり、南軍太守を兼任した。義康が中央政府に入って宰相になると、述もまた司徒左長史となり、左衛將軍に転じた。職務を行うにあたっては清廉で簡約であり、私有の住まいを持たなかった。劉義康は、述を非常に厚遇した。

尚書僕射殷景仁・領軍將軍劉湛とともに格別の交友を結んだ。述は、姿かたちが美しく、たちいふるまいが立派であった。劉湛は常日頃、人にむかって、「私は、謝道兒を見ていて、これまでに見飽きたことがない。」と言っていた。

雍州刺史張邵が不正を行って私服を肥やしたかどで、死罪にされようとしたとき、述は上表して、「張邵は先帝の御代の功臣でありますから、寛大なご処置を賜ってしかるべきであります。」と述べた。文帝は、手ずから詔を書いてそれを聞き入れたのであった。述は子の綜に語って、「お上は、張邵の普段の忠誠を不憚に思い、御自ら法を曲げて許そうとなさったのだ。わしが申し上げただけがまぐれ当たりしたので、それ故にお聞き入れになっただけのこと。もしもこんな事があったと広く知れわたってしまうと、お上の恩を侵し奪いとることになってしまうのである

う。」と言って、綜に目の前でその詔書を焚かせた。文帝は、後に張邵に向かって言った、「きみが死罪を免れることができたのには、謝述の力添えがあったのだぞ。」と。

述には「心虚」の持病が有り、精神は時に異常をきたした。呉興太守に在任中に亡くなった。柩が送り還されてまだ都まで数十里あるというところまで来ると、殷景仁と劉湛は、車に同乗して迎えに赴き、(述の柩を載せた)船を望んで涙を流した。

劉湛が誅殺されると、義康は、遠外の鎮台に左遷され、任地に行こうとして歎いて言った、「謝述はわしに退くことばかりを勧め、劉湛はわしに進むことばかりを勧めた。述は亡くなって湛は生き残った。わしが罪を得たのはそのせいだ。」と。文帝も「謝述がもし生きておったなら、義康はきつとここまでのことにはならなかったろうに。」と言った。

述には、三人の息子、綜・約・緯があった。

綜は、才知・技芸にすぐれ、隸書に巧みであった。太子中舎人となったが、范曄と謀反を謀って誅殺され、約もこのときに死んだ。

緯は宋の文帝の第五女である長城公主を娶り、平素から綜・約に憎まれていた。(それで)死罪を免れて、広州に左遷され、孝建年間に、都に還った。折り目正しく雅やかで父親の述の風格を(受け継いで)持っていた。官位は正員郎となった。子は眇である。

謝眇は字を玄暉といい、若いときから学問が好きで、評判が高く、文章は、はなやかな中に清々しいものがあつた。齊の随郡王蕭子隆の鎮西功曹となり、文学に転じた。

蕭子隆は荊州にいたとき、辞賦を好み、謝眇はとりわけ賞愛されて、昼夜なくおそばに侍った。長史の王秀之は謝眇が年が若いのに(随郡王を意のままに)動かそうとするので、(そのことを)武帝に申し上げようとした。謝眇はこれを知つてある事にことよせて都に還してもらえよう求めた。都への道中で詩をつくつて西府の同僚に寄せて言った、「鷹や隼が小鳥を撃つ季節となつて、盛りの菊が厳しい霜に萎れるのをいつも恐れていたが、網を張っている者たちに、獲物はすでに大空高く翔んでいってしまったのだと、いまはことづてしよう。」という詩がそれである。かくして新安王蕭昭文の中軍記室に任じられた。謝眇は手紙を書いて蕭子隆に別れを告げて言った、

わたくしは「水たまりの水は、海を慕つて朝見しようと思ひながらも、いつも干からびてしまい、びっこの駄馬は、駿馬のように滑らかに走ることを希ひながらも、途中で疲れはててしまう。」と聞いております。なにゆえ(このよくなことを申し上げるの)かと申しますと、秋となつて水辺の沢に木の葉がはらはらと落ちると、それを見て悲しみに沈んだり、進むうとする道が東や西に分かれていると、どちらに行けばよいか分からず、むせび泣いたりする感情が(人間には)あるということ(を申し上げたい)からなのです。ましてや、わたくしのように随王様の道義に心服

しひたすら心に慕いながら、わたくしの慕う志は達せられず、落ちる雨のように雲を遠く離れ、秋の果実のへたのように木を離れてしまふ者にとりましては、いまの感情はどれほどでありましょうか（お察しくくださいませ）。

わたくしは本当に凡庸な人間で、数えあげるような才能はありませんが、天子様のおかげを被り、随王様に用いていただくことになり、（随王様は）一介の微臣であるわたくしをお認めになり、ささやかな長所を取りあげてくださいました。それゆえに（わたくしは）すきを畑に捨てて、（随王様の）おそばで筆を取ってお仕えることができたのでございます。そうして、（随王様につき従って）東は越の三江に泛び、西は楚の七沢に浮び、軍旗のもとに勤め苦しみ、宴席でゆったりと談笑いたしました。日ごとに長い裾を引いておそばに侍り、お出かけの際はお供に加わりました。随王様の役所では政務に従う榮譽に浴し、目をかけていただく恩顧を被りました。尽きることのない恩徳をこの身いっぱい受け、胸をなでながら恩に報いんことを話し、早くからそのことを心に深く誓っております。思ひもありませんでした、大海がまだ流動しないのに、波臣のようなわたくしが流れ出してしまい、渤海は今や春の盛りであるのに、旅の鳥のようなわたくしがまず去ってゆくことになりました。清々しい随王様の役所、もの寂しいわたくしの旧居、軽舟は気持ちは逆に江をさかのぼって行き、わたくしは自分の影を哀れんで独りたたくむばかりです。（しかし）やがて白雲は天に垂れ、もはや

楚の龍門も見えなくなりました。（随王様の）恩徳から離れていけばいるほど、（随王様の）恩徳が思われてならないのです。

ただ、青江の見通しのきく頃になって、随王様のお帰りの船を春の渚で待ち、都のご邸宅にお帰りになったときには、つまらぬわたくししながら随王様の御もとにお仕えしたいと願うのみです。もしも簪や履物のようなわたくしを覚えておられ、かつてお使いになった敷物をお改めにならないように、わたくしをお忘れでないならば、たとえこの身が溝に埋められようと、妻子を託する人を得て、思い残すことはございません。涙をぬぐってお別れを申しあげようとするれば、（また）悲しみのために涙があふれるのです。この時、荊州からの使いの者が、立ち去ろうとして傍らで待っていた。謝朓は筆を執るとすぐさま手紙を書きあげ、字句をあとから直したり変えたりすることはなかったものであった。

本官（の中軍記室参軍）のまま尚書殿中郎を兼任した。隆昌の初め、謝朓に命じて北魏の使者を応接させようとした。謝朓は自分が口べたなのを理由に、辞退を申し出て、許された。

明帝が輔政の任につくと、謝朓を（自分の）驃騎諮議参軍として、記室参軍を兼任させ、政府の文章（の起草）をつかさどらせ、さらに中書の詔誥（の草稿）をつかさどらせた。中書郎に転任した。

地方へ出されて晋安王蕭宝義の鎮北諮議参軍・南東海の

太守・行南徐州事となった。

王敬則の謀反を告発し、お上（＝明帝）は非常に謝朓をおほめになった。尚書吏部郎に遷された。謝朓は上表して三たび辞退した。中書は謝朓の官では譲るには及ばないのではと疑って、国子祭酒の沈約に問うた。沈約は、「宋の元嘉年間に、范曄は尚書吏部郎を辞退し、朱脩之は黃門侍郎を辞退し、蔡興宗は中書侍郎を辞退し、いずれも三たび上表してからお答えの詔があった。近ごろは小官は辞退しないので、それがおさまりの習慣になってしまっているが、これは恐らく『讓』の趣旨にそむくものであろう。王藍田・劉安西はいずれも身分が高いので、最初から辞退しなかつたけれども、いま彼らをまねて辞退しないというのはすべきことではない。孫興公・孔覲はいずれも記室參軍を辞退したが、いま三署郎はすべて辞退するというのはすべきことではない。謝吏部の今度の任命は破格のものだが、辞退するには別に思いの有るためで、官の大小に関わるものではない。謙讓の美德は、本来は人の情に発するものである。もしも大官は必ず辞退するものということになったなら、宮中に参内して章表を奉るといふ（単なる手続き）と何ら異なることがない。事例がすでにこのようであるからには、全く疑うような点は無いと思われる。」と述べた。謝朓は辞退したが、（明帝は）手厚いお答えをなさって許さなかつた。

謝朓は草書・隸書に巧みで、五言詩にすぐれていた。沈約はいつも「二百年このかた、こんな詩は無かつた」と言っ

ていた。敬皇后を山陵に遷して合葬したとき、謝朓は（皇后の）哀策文を書いた。斉の時代に謝朓に及ぶ者はいなかつたのである。

東昏侯が徳を失うと、江柘は江夏王蕭宝玄を天子に立てようと思ったが、のちになって更に、弟の江祀とともに内密に謝朓に会って、「江夏王は年が若く、態度が軽はずみで（帝位を担うに）堪えられまい。（しかし、）再度廢立を行うことはできないであらう。（ところで、）始安王は年も長じており、入って帝位を篡いだならば、世の人々の期待にそむくことにはないと思うのだが。このことで富貴を求めようというのではない。ひたすら国家の安泰を願うことなのだ。」と言った。始安王蕭遥光は、さらに腹心の部下の劉渢を遣って、その意中を謝朓に伝えさせた。謝朓は自分が明帝に恩を受けたことから、答えをしづつた。しばらくして、遥光は謝朓に衛尉の職務を兼任させつかさどらせた。謝朓は（遥光の一派に）引きこまれるのを懼れて、すぐに江柘らの陰謀を左興盛に告げた。さらに劉暄に説いて、「始安王が帝位についたなら、劉渢・劉晏があなたの中の地位につき、きつとあなたを謀反人にしてしまうであらう。」と言った。劉暄は驚いたふりをし、すぐさま始安王をして江柘に告げた。始安王は謝朓を（中央から）出して東陽郡の太守に任じようとしたが、江柘は片意地を張って同意しなかつた。これより以前に、謝朓はいつも江柘の人となりを軽んじていた。江柘が謝朓のところによつてくるといふも、謝朓は詩が一首できたからと言ひ、側近

の者を呼んで書き取らせ、そうしてすぐに止めた。江拓がその理由を尋ねると、謝朓は「どうせ今度も急な用事ではあるまいに。」と言った。江拓は謝朓が自分を軽んじていると思った。その後、江拓と弟の祀、劉渢、劉晏と一緒に謝朓のところへご機嫌伺いに訪れた。謝朓は江拓にむかって、「分かれ流れる二つの江水がそれぞれ支流を帯びていると言えよう。」と言って、彼らをあざけりからかった。江拓はいよいよ我慢がならず、ここに至って謝朓を陥れて殺してしまおうとしたのである。

(東昏侯は) 詔して謝朓の過ちを暴き、謝朓をとらえて廷尉にゆだねた。さらに御史中丞の范岫に上奏させて謝朓を収檻させ、獄に下して殺した。時に三十六歳であった。

(謝朓は) 臨終にあたって食客にむかって言った、「私の言葉は沈約どのに伝えよ。『あなたが三代の史書を完成したならば、私の名も忘れられてしまうことはあるまい』と。」

その初め、謝朓が王敬則の謀反を告発したとき、敬則の娘は謝朓の妻であった。(彼女は) いつも刀を懐に隠し持って謝朓に報復しようとしたので、謝朓は顔を合わせないようにした。尚書吏部郎を拜命するその時になって、謝朓はとりわけひどくへりくだった。尚書郎の范縝は謝朓を嘲って、「きみほどの才能があれば、これっばかりの選任を慚ずかしく思うことはあるまい。ただ奥方に妻としての道を守らせることができないのだけは残念だね」と言った。謝朓は愧じいった様子であった。誅殺されるにあたり、謝朓

は歎いて、「天の道理は味くないものであるなあ。私が王敬則どのを殺したのではなかったが、王敬則どのが私のせいで死んだのであった」と言った。

謝朓は才能ある者を推挙することを好んだ。会稽の孔覲は位が低く文筆の才はあったが、その当時はまだ(名を)知られていなかった。(そこで) 孔稚珪は(孔覲に) 讓表を起草させて謝朓に見せたのであった。謝朓は久しい間感動して褒めたたえ、自分の手で折簡に写し取り、孔稚珪にむかって、「彼の名声はまだ定まっておられません。ともに推挙して名を成させるべきです。少しばかりの賛辞を述べる労を惜しまないでください」と言った。謝朓が善を好むことはこのようであった。

謝朓そして殷叡はもともと梁の武帝と文学において心にかないあうものがあつた。(そこで) 武帝は長女の永興公主を殷叡の子の鈞にめあわせ、次女の永世公主を謝朓の子の謨にめあわせた。武帝が雍州刺史になると、二人の娘はともに暫くしてから、母に随行して雍州に行き、武帝が即位すると、二人の公主はやっと武帝の家族に随行して都に還ってきた。武帝は謝謨に薄情であり、さらに謝謨の一門に顕貴の者がいないために、更めて張弘策の子に(永世公主を) 嫁がせようとしたが、張弘策が亡くなったので、さらに王志の子の王譚に妻として与えた。謝謨は歎かわしく恨みに思う気持ちに耐えかね、詩のような書状を作って公主に贈り、公主は武帝にそれを見せた。(武帝は謝謨を) 非常に哀れにお思ひになったが、かつての妻(であった公

主)はついに(謝謨の元へ)還ることはなかった。まもなく謝謨を信安県の令に任じ、少したって王の役所の諮議参軍に遷させた。当時の人々は、「思うに沈約は早くから謝朓と親しかったので、謝謨の為にこの書状を制つてやったのだらう」とうわさした。

〔注〕

1 謝裕―『宋書』卷五二。

2 朗―謝朗。『晋書』卷七九。

3 晦従父也―『宋書』本伝には「衛將軍晦の従叔父なり。」とある。

4 始為前軍行参軍―『宋書』本伝には「始め前軍行参軍・輔国参軍事と為る。」とある。

5 会稽王世子元顛嬖人張法順権傾一時、内外無不造門―元顛は会稽王司馬道子の嫡子、司馬元顛。『晋書』卷六四、簡文三子伝附司馬元顛伝に「廬江太守・会稽の張法順、刀筆の才を以て、元顛の謀主と為り、朋援を交結し、多く親党を樹つ。桓謙より以下、諸もろの貴遊は、皆な枉を斂めて交わりを請う。」とある。

6 桓玄誅元顛―『晋書』卷一〇、安帝紀に「元興元年(四〇二)……三月己巳、劉牢之叛して桓玄に降る。

辛未、王師は新亭に敗績し、驃騎大將軍会稽王の世子元顛・東海王彦璋・冠軍將軍毛泰・游擊將軍毛遂は並びに害せ遇る。」とあり、『晋書』卷六四、簡文三子伝附司馬元顛伝に「玄太傅従事中郎毛泰をして元顛を収めて新亭に送らしめ、舫前に縛して之れを数む。元顛答えて曰

く、『王誕・張法順の為に誤らる。』と。是に於いて廷尉に送付し、並びに其の六子は皆な之れを害す。」とある。

7 佐著作郎―前に「著作佐郎になった」とあるが、ここでは表記が異なる。『宋書』本伝・『通志』卷一三三、謝裕伝は、いずれも「著作佐郎」に作る。『晋書』卷二四、職官志に「著作郎一人。之れを大著作郎と謂う。専ら史の任を掌る。又た佐著作郎八人を置く。」とあり、『通典』卷二六、職官八には「宋・齊以来、遂に『佐』を下に遷して之れを著作佐郎と謂う。」とある。したがって、同じ官であるが、晋の制度上は「佐著作郎」が正式の官名となる。ここは、桓玄の發言の部分のみが『宋書』の原資料そのままに残ったのであろう。なお、この官は貴族の子弟が最初につく官の一つである。

『宋書』本伝にはこの下に「玄は太尉と為し、以て行参軍に補す。府にて大將軍に転じ、仍ねて参軍事たり。」とある。

8 玄建楚台―『晋書』卷一〇、安帝紀に「(元興)二年(四〇三)……秋八月、(桓)玄、又た自ら相国

・楚王と号す。」とあり、『晋書』卷九九、桓玄伝に「元興二年、……又た詔を矯めて其の相国を加え、百揆を総べ、南郡・南平・宜都・天門・零陵・宮陽・桂陽・衡陽・義陽・建平の十郡に封じて楚王と為し、揚州牧・領平西將軍・豫州刺史は故のごとし。九錫を加えられて物を備え、楚国には丞相已下を置き、一に旧典に遵わし

む。」とある。

9 及篡位—『晋書』卷一〇安帝紀に「(元興)二年(四〇三)、……、十二月壬辰、玄、位を篡し、帝を以て平固王と為す。」とある。

10 景仁博聞強識、善叙前言往行—『礼記』曲礼上に「博聞強識にして譲り、善行に敦くして怠らず、之れを君子と謂う。」とあり、また、『周易』大畜の象伝に

「君子は以て多く前言往行を識し、以て其の徳を畜う。」とある。

11 殷仲文—『晋書』卷九九。

12 卞範之—『晋書』卷九九。

13 宋武帝為桓脩撫軍中兵參軍—桓脩は桓玄の従兄。『宋書』卷一武帝紀に「玄は京邑を剋し、牢之を以て会稽内史と為す。……。牢之、叛走して自ら縊死す。……。桓玄の従兄脩、撫軍を以て丹徒に鎮し、高祖を以て中兵參軍と為し、郡・県は故の如し。」とある。

14 景仁与語説—『宋書』本伝は「景仁与語悦之」に作る。

15 玄性促—『宋書』本伝は「玄性促急」に作る。

16 帝甚感之—『宋書』本伝には、この下に続けて「常に謂う、『景仁は是れ太傅安の孫なり。』と。」と記すが、『南史』では、省略されている。これとそっくりの表現が、武帝が群臣を謁見した際に謝裕を評した語として、すぐ後に出てくるためであろう。

17 及平建鄴—『宋書』本伝には「及平京邑、入鎮石頭城、(京邑を平らぐるに及んで、入りて石頭城に鎮し、)」と

ある。

また、『晋書』卷一〇、安帝紀に「(元興)三年(四〇四)春二月、……。乙卯、建武將軍劉裕、沛国の劉毅・東海の何無忌らを帥いて義兵を挙げ。丙辰、桓玄の署する所の徐州刺史桓脩を京口に、青州刺史桓弘を広陵に斬る。丁巳、義帥、江を濟る。三月戊午、劉裕、玄の將の皇甫之を江乘に斬り、皇甫敷を羅落に斬る。己未、玄の衆、潰えて逃ぐ。庚申、劉裕、留台を置き、百官を具う。」とある。

18 歴位武帝鎮軍司馬、復為車騎司馬—『宋書』本伝には「景仁に謂いて曰く、『承制府は記室參軍を須む。今当に相い屈すべし。』と。以て大將軍武陵王遵の記室參軍と為す。仍ねて從事中郎と為り、司徒左長史に遷る。出だされて高祖の鎮軍司馬と為り、晋陵太守を領す。復た車騎司馬と為る。」とある。

19 義熙五年—義熙は東晋の安帝の年号(四〇五—四一八)で、義熙五年は西暦四〇九年。

20 帝將伐慕容超—ここは、『宋書』本伝には「高祖、内難の既に寧んずるを以て、外略を弘うせんことを思い、將に鮮卑を伐たんとするも、」とある。

慕容超は南燕第二代の天子(『晋書』卷二二八、慕容超載記)。南燕は鮮卑族の慕容徳が西暦二九八年(東晋安帝の隆安二年)に建てた国。四〇〇年(隆安四年)に広固(現在の山東省益都)を首都とした。

『宋書』卷一、武帝紀には「初め偽燕王鮮卑の慕容徳、

青州に僭号す。徳死し、兄の子超、位を襲ぐ。前後屢しば辺患を為す。(義熙)五年二月、大いに淮北を掠す。陽平太守劉千載・濟南太守趙元を執らえ、千余家を驅略す。三月、公、抗表して北討し、丹陽尹孟昶を以て中軍留府の事を監せしむ。」とあり、『晋書』卷一〇、安帝紀には「五年。……三月己亥、……車騎將軍劉裕、師を帥いて慕容超を伐つ。」とある。

21 符堅侵境―符堅は前秦の天子(『晋書』卷一一三・一四、符堅載記)。華北を統一した後、東晋孝武帝の太元八年(三八三)に、天下統一をめざして大軍を率いて南下し、寿春に迫ったが、謝石・謝玄らに率いられた東晋軍に肥水の戦いに敗れ、北へ敗走した。(『晋書』卷九、孝武帝紀。)

22 謝太傅猶不自行―謝太傅は謝安のこと。謝安は、符堅が攻めてきたときいて京師がパニックに陥っても、悠然として気にかける様子もなく、山墅にでかけて碁を打っていた、という。『晋書』卷七九謝安伝にこのときの様子を記す。

23 景仁独曰―武帝の南燕征伐に賛意を示した者は、他に臧熹・孟昶がいた。『資治通鑑』卷一一五に「義熙五年。……三月、劉裕は抗表して南燕を伐つ。朝議は皆な以て不可と為し、唯だ左僕射孟昶・車騎將軍謝裕・參軍臧熹のみ、以て必ず克つと為し、裕に行くを勧む。」とある。臧熹については、『宋書』卷七四、臧質伝に「高祖將に広固を征せんとするも、議者は多く同ぜず。熹は

從容として言いて曰く『公、若し北境を凌滅し、其の塗炭を拯い、六合を寧一せんとせば、未だ期無しと為さず。』と。高祖曰く『卿の言は是なり。』と。」とあり、孟昶については、『宋書』卷一武帝紀に載せる孟昶が自殺する際(義熙六年五月)の表に「臣裕の北討は、衆並びに同ぜず。唯だ臣のみ裕の行計を賛し、強賊をして間に乗せしむるを致す。」とある。

24 應天人之心―『宋書』本伝にはこの下に「皇祚を匡復し、姦逆を芟夷す。」の二句がある。

25 而徳刑未樹―『宋書』本伝は「樹」を「孚」に作る。「徳刑」は『春秋左氏伝』宣公十二年に載せる随武子の言葉に「叛けば之れを伐ち、服せば之れを舎す。叛くを伐つは刑なり、服するを柔らぐは徳なり。」とある。

26 宜推亡固存、広振威略―『宋書』本伝は「振」を「樹」に作る。「推亡固存」は『書経』仲虺之誥に「亡を推し存を固くすれば、邦は其れ昌んなり。」とある。

なお、『宋書』本伝にはこの下に「鮮卑は疆甸に密邇し、屢しば辺垂を犯す。罪を伐ち民を弔うは、是に於いてか在于ん。」の四句がある。

27 豈有縦敵貽患者哉―『宋書』本伝はこの部分を「豈有坐長寇虜、縦敵貽患者哉(豈に坐らにして寇虜を長ぜしめ、敵を縦して患いを貽す者有らんや)」に作る。「縦敵貽患」は『春秋左氏伝』僖公三十三年に「一日敵を縦せば、数世の患いなり」とある。

28 帝從之―『宋書』本伝は「從」を「納」に作る。

29 大司馬琅邪王天子母弟、属当儲副—琅邪王は司馬徳文。後の恭帝。『晋書』卷一〇、恭帝紀に「恭帝、諱は徳文、字は徳文、安帝の母弟なり。初め琅邪王に封ぜられ、中軍將軍・散騎常侍・衛將軍・開府儀同三司を歴て、侍中を加えられ、司徒・録尚書六條事を領す。……。(桓)振の平らげらるるや、復た琅邪王と為る。又た徐州刺史を領し、尋いで大司馬を拜し、司徒を領し、殊礼を加えらる。」とある。

30 転景仁大司馬左司馬、専総府任—『晋書』卷一〇、恭帝紀に「義熙五年、左右長史・司馬・從事中郎四人を置き、羽葆鼓吹を加えらる。」とある。なお、『宋書』本伝にはこの下に続けて「右衛將軍と為り、給事中を加えらる。」とある。

31 又遷吏部尚書。時從兄混尚書僕射—謝混が尚書左僕射になったのは、義熙六年五月に尚書左僕射孟昶が自殺して(『晋書』卷一〇、安帝紀)間もなくのことであろう。謝混は義熙八年九月に劉裕によって誅殺されているから、景仁が吏部尚書になったのは、それまでの間、おそらく義熙七年と思われる。

32 依制不得相監—『宋書』本伝は「監」を「臨」に作る。後に挙げる前例からして、同族の從兄弟が尚書僕射と吏部尚書(あるいは他の尚書職)に同時になる事が制度上不可とされていたのであろうが、これを裏付ける資料を見いだせない。

33 僕射王彪之・尚書王劭前例—未詳。王彪之は『晋書』

卷七六、王劭は『晋書』卷六五に伝がある。『晋書』にはこの例についての記載は無い。『晋書』及び清の万斯同の『東晋将相大臣年表』(『二十五史補編』第七冊所収)によって以下に、王彪之・王劭の官歴を必要と思われるもののみについて示す。

④	③	②	①	
太元2 (三七七)	哀帝 興寧3 (三六五) 簡文帝 咸安2 (三七二) 孝武帝 寧康元 (三七三)	升平元 (三五七) 2 (三五八)	穆帝 永和11 (三五五)	王彪之
11月、卒す	9月、尚書令に遷る	12月、尚書左僕射 会稽内史	7月、尚書右僕射 「尋いで疾を以て太常に改む」	王劭
12月、吏部尚書から尚書僕射と為る	侍中 領軍將軍に遷る			

これによれば、二人が同時にそれぞれ僕射・尚書になったことを直接に示す記述は無い。しかし、もしここにいう「前例」があったとすれば、③の時期であろうか。または、④の時期の、王彪之が尚書令・王劭が吏部尚書となった（ただし、王劭が吏部尚書になった時を確定できない。あるいは王彪之の卒して後に吏部尚書になったとも考えられる。）ことを前例としたのであろうか。

34 吏部令史邢安泰―『宋書』・『南史』ともに伝をたてないが、このこと同じ記事を『宋書』本伝も載せる。

また、『宋書』卷六一、廬陵孝献王義真伝に廬陵王義真を庶人に降す際（『宋書』卷四、少帝紀によれば景平二年二月）の、徐羨之の上奏文中に「散騎侍郎邢安泰」とその名が見え、また、景平二年（四二四）六月に宋の少帝を弑逆した人物の一人として、『宋書』卷四、少帝紀・卷四三、徐羨之伝（及び附徐佩之伝）、『南史』卷一、宋本紀上・卷一五、徐羨之伝に「中書舍人邢安泰」とある。

35 御史中丞鄭鮮之―鄭鮮之の伝は『宋書』卷六四・『南史』卷三三にある。

36 白衣領職―「白衣」は起家より前の無官の状態をいうので、免官となった者が庶人となって郷品（など）を与えられていないことをいうのであろう。越智重明氏は「……、白衣領職は、政治身分上庶であって郷品（など）がないけれども官人に準じた身分をもち、官人としての職務をとっているものことになり、白衣領職者は一般

的な免官とはやや性格を異にして、単にその職分を免ずるのを意味するに過ぎないことになろう。……。なお、免官後そのもつ五等爵などの爵位をもって旧来の職務をとるといったことも恐らく晋時代に始まり、宋齊時代に引続き存在し、梁陳時代に形骸化（あるいは消滅）している。……。」（『白衣領職について』汲古書院刊『小尾博士古稀記念中国学論集』四一六―四一七頁）とされる。

37 十一年、為左僕射―『宋書』本伝には「（義熙）八年、領軍將軍に遷る。十一年、右僕射に転じ、仍ねて左僕射と為る」とあり、『晋書』卷一〇、安帝紀には「（義熙）十一年春正月、……。丁丑、吏部尚書謝裕を以て尚書左僕射と為す。」とある。

38 廬陵王義真―劉義真。『宋書』卷六一・『南史』卷一三。

39 十二年卒―『宋書』本伝にはこの下に「年四十七」と卒したときの年齢を載せている。ここでは謝景仁の卒年を義熙一二年（四一六）とするが、校点本『宋書』の校勘記に「按ずるに晋書安帝紀に、義熙十年、謝裕卒す。此に十二年と云い、又た上に十一年と有るは、当に別に抛有るべし」という。『晋書』卷一〇、安帝紀には「（義熙）十一年……。八月丁未、尚書左僕射謝裕、卒す。」

とあり（『資治通鑑』も同じ）、校点本『晋書』の校勘記に、「この「八月丁未」という日付について「八月は壬子朔、丁未無し。」という。校点本『晋書』の校勘記は

『二十史朔閏表』によっているが、同じく『二十史朔閏表』によると、義熙十二年の八月は丙午が朔であり、丁未は八月二日にあたり、卒年が義熙十二年ならば、日付の上では矛盾がない。

40 武帝親臨甚慟——『宋書』本伝にはこの下に、「驃騎將軍道憐に書を与えて曰く、『謝景仁、殞逝す。悲痛摧割して、自ら勝うる能はず。汝も問を聞いて惋愕し、亦た堪うるべからず。其の器体淹中、情寄実にく、方に之れと共に時務を康んぜんと欲す。一旦此に至り、痛惜兼ねて深し。往けり、奈何せん。当に復た奈何すべけん。』」と、武帝が景仁の死を悼む心情を述べた、弟の劉道憐に宛てた書簡を載せている。

41 恂子孺子——謝稚。孺子はその字。『宋書』卷五二は「稚」に作る。唐の高宗の小名を避けてその字を称した（校点本『南史』校勘記）。

42 族兄莊——謝莊。『宋書』卷八五・『南史』卷二〇。

43 多芸能——唐の張彦遠の『歴代名画記』卷五に晋の二十三人の一人として、謝稚を下品に入れている。

44 車騎將軍王彧——『宋書』卷八五・『南史』卷二四。

45 伊・洛間意——『列仙伝』卷上、王子喬に「王子喬は、周の靈王の太子晋なり。好んで笙を吹き、鳳凰の鳴を作す。伊・洛の間に遊ぶ。」とある。ここは、仙人になつたかのような心持ちをいうのであろう。

46 新安王——劉子鸞。『宋書』卷八〇・『南史』卷一四。

『宋書』卷八〇、始平孝敬王子鸞伝によれば、孝武帝の

大明四年（四六〇）に五歳で新安王に封じられている。

47 出為廬江郡求西陽太守——『宋書』卷六、孝武帝紀及び卷七、前廢帝紀によると、大明五年（四六一）十月に新安王劉子鸞は南徐州刺史、大明七年（四六三）九月に兼司徒、大明八年（四六四）閏五月に孝武帝が崩じて前廢帝が即位すると、七月に領司徒を解任され、翌永光元年（四六五）九月に庶人に降されて死を賜っている。孺子が司徒主簿となり、求めて西陽太守となつたのは、おそらく大明七年、八年にかけてのことと思われる。

なお、『宋書』卷五二には、孺子について「恂の子は稚、善く笙を吹き、官は西陽太守に至る。」と記すのみであるが、景和元（四五五）年十一月、宋の前廢帝が殺され、一二月に明帝が即位し泰始と改元すると、鄧琬らが晋安王劉子勛を担いで兵を挙げて叛乱を起こした際、鄧琬が京師に伝えた檄文（『宋書』卷八四、鄧琬伝に収める）の中に「寧朔將軍・西陽太守謝稚」とその名が見え、劉子勛を担いだ人々の一人であったことがわかる。翌泰始二年正月に、晋安王劉子勛は尋陽で即位するが、八月には鎮圧される。『宋書』卷八四、鄧琬伝には、謝稚が劉子勛が尋陽で即位した際に、劉子勛の偽政府の中書侍郎に任じられたことを記すが、叛乱鎮圧後の謝稚についての記載は、『宋書』には全く見えない。

48 璟——『梁書』卷五〇。

49 齊竟陵王子良——蕭子良。世祖の第二子。『南齊書』卷四〇・『南史』卷四四。

- 50 位中書郎―『梁書』本伝には「隆昌中、明帝の驃騎諮議參軍と為り、記室を領す。中書郎・晋安内史に遷る。」とある。隆昌は齊の鬱林王の年号で元年(四九四)の七月には延興と改元された。また、『梁書』本伝には続けて「高祖の京邑を平らぐるや、霸府の諮議・梁台の黃門郎と為る。」とある。梁の武帝が東昏侯を滅ぼして建康城を平定したのは、齊の和帝の中興元年(五〇一)十二月、翌中興二年に梁台(＝梁國の政府)ができた。(『梁書』卷一、武帝紀上)
- 51 梁天監中―「天監」は、梁の武帝の年号(五〇二―五一九)。
- 52 為左戸尚書、再遷侍中、固辞年老求金紫―「左戸尚書」は、正しくは「左民尚書」。唐の太宗の諱を避けて「戸」に改めたもの(王鳴盛『十七史商榷』卷六〇、左戸尚書の条に「宋齊二書の百官志を觀るに、戸に作る者は唐の諱を避けて改むと見るべし」とある)。「梁書」は「左民尚書」に作る。
- なお、環の官歴について、『梁書』本伝には「天監の初め、司農卿、秘書監、左民尚書、明威將軍・東陽太守に累遷す。高祖、用つて侍中と為すも固辞し、年老いたりとして金紫を求む。」とある。「再遷侍中」は『梁書』本伝の記載からすると、「用遷侍中」の誤りであるかもしれない。
- 53 帝不悅―『梁書』本伝にはこの部分が無い。
- 54 会卒―『梁書』本伝は「会疾卒」に作る。
- 55 子微―謝微。『梁書』卷五〇。『梁書』本伝は「微」に作る。錢大昕『廿二史考異』卷二六に「微は當に微の譌りなるべし。」とある。
- 56 美風采、好學善屬文―『梁書』本伝には「微は幼くして聡慧、環は之れを異とし、常に親從に謂ひて曰く『此の児は常の器に非ざれば、憂うる所の者は壽のみ。若し天の年を仮さば、我恨むこと無からん。』と。既に長じ、風采美にして、學を好み善く文を屬す。」とある。
- 57 位兼中書舍人―『梁書』本伝には「初め、安西の安成王の法曹と為り、尚書の金部三公の二曹郎、予章王の記室・兼中書舍人に遷る。遷りて平北諮議參軍・兼鴻臚卿に除せられ、舍人は故のごとし。」とある。安成王蕭秀が安西將軍・郢州刺史になったのは天監一三年(五一四)であり、天監一六年(五一七)には鎮北將軍・雍州刺史に遷っている(『梁書』卷二二、安成康王蕭秀伝)。また、『梁書』本伝に謝微は大同二年(五三六)に三七歳で卒したとあるので、初めて官位についたのは天監一三年頃、すなわち一五歳頃であろう。中書舍人を兼任したのは、さらにその後、天監一五年頃ではなからうか。
- 58 与河東裴子野・沛國劉顛同官友善―『梁書』本伝にはこの下に「子野は嘗て『寒夜直宿の賦』を為りて以て微「微」に贈り、微「微」は「感友の賦」を為りて以て之れに酬う。」とある。謝微の賦は佚して伝わらないが、裴子野の「寒夜直宿の賦」の断片と思われるものが「寒夜の賦」と題して『芸文類聚』卷五に見える。裴子野は

『梁書』卷三〇・『南史』卷三三に、劉顥は『梁書』卷四〇・『南史』卷五〇に伝がある。裴子野は『梁書』裴子野伝に、中大通二年(五三〇)に六二歳で卒したとあるので、謝微よりも三二歳年長である。同じく『梁書』裴子野伝によれば、天監七年(五〇八)頃に著作郎となつて、しばらくして兼中書通事舎人となり、ついで通直正員郎に除せられ(著作郎・舎人兼任)、普通七年(五二六)に中書侍郎となり(著作郎・舎人兼任)、大通元年(五二八)鴻臚卿に転じ、ついで歩兵校尉を領している。劉顥は『梁書』劉顥伝に大同九年(五四三)に六三歳で卒したとあるから、謝微よりも一九歳年長である。『梁書』劉顥伝によると、天監九年(五一〇)に兼吏部郎となつた後、司空臨川王蕭宏の外兵參軍に除せられ、尚書儀曹郎に遷り、出されて臨川王の記室參軍となつたが、建康が平らげられると、入つて尚書儀曹侍郎となり、中書通事舎人を兼任し、その後、また出だされて秣陵の令となるが、さらに驍騎將軍鄱陽王蕭恢の記室參軍となつて、中書舎人を兼任し、歩兵校尉・中書侍郎(舎人は兼任)に昇進する。

謝微は中大通元年(五二九)に母の喪に服するため職を去っている。(『梁書』本伝。)

劉顥が中書にいた時期を明確にできないのが残念であるが、以上のことから考えるに謝微が裴子野・劉顥と友人として交際したのは梁の武帝の天監の末ごろから普通年間を通じてのことであろう。

59 時魏中山王元略還北——元略は北魏の中山王元熙の弟。

『魏書』卷一九下・『北史』卷一八に伝がある。

北魏の孝明帝の神龜三年(五二〇)。梁の武帝の普通元年(七月、侍中の元叉が孝明帝を奉じて、太傅の清河王元懌を殺し、摂政の胡太后を幽閉して政治の実権を握り、正光と改元するという事件が起こった。八月、相州刺史の中山王元熙は元叉を誅しようとして兵を起こしたが果たさず、殺された(『魏書』卷九、肅宗紀)。この後の元略について、『魏書』卷一九下、東平王元略伝に、「尋いで熙の敗るるに値い、略は遂に潜行し、自ら旧識の河内の司馬始賓に託す。始賓は便ち荻筏を為り、夜、略と俱に盟津を渡り、上黨屯留県の栗法光に詣る。法光は素り信義に敦く、忻んで之れを納る。略の旧識の刁雙は時に西河太守為り、略復た之れに帰す。停止して年を経、雙は乃ち從子の昌をして略を送つて潜かに江左に遁れしむ。蕭衍甚だ之れを礼敬し、封じて中山王と為し、邑一千戸、宣城太守たらしむ。」とあり、元略の梁への亡命は、梁の武帝の普通二年(五二二)のことになる。なお、『資治通鑑』卷一四九にも、このことが見える。

元略が帰国できることになった事情は、北魏の正光六年(五二五。梁の普通六年)四月、元叉が誅せられて胡太后が摂政に復帰し、六月には孝昌と改元する。その同じ六月、梁の武帝の第二子で彭城に鎮していた豫章王蕭綜が北魏に亡命して梁軍は敗れ、ほとんどが捕虜となったが、北魏側が蕭綜の長史であった江革、司馬であった

祖暅たちを梁に帰還させて、元略を北魏へ帰国させるよう求めたからである（『魏書』卷九、肅宗紀・『魏書』卷一九下、東平王元略伝・『資治通鑑』卷一五〇及び一五一）。

60 梁武帝餞於武德殿―『魏書』卷一九下、東平王元略伝に「略の將に還らんとするや、（蕭）衍は置酒して餞別を為し、金銀百斤を賜う。衍の百官、悉く江上に送別し、其の右衛徐確を遣はして百余人を率いて送って京師に至る。」とある。また、『魏書』卷九、肅宗紀に「（孝昌二年）五月……前の黃門侍郎元略、蕭衍より朝に還る。」とある。孝昌二年（五二六）は梁の武帝の普通七年にあたる。

61 三刻―刻は漏刻による時間の単位。『隋書』卷一九、天文志上に「天監六年（五〇七）に至り、武帝は昼夜百刻を以て十二辰に分配し、辰に八刻を得さしむるも、仍お余分有り。乃ち昼夜を以て九十六刻と為し、一辰は全て刻八を有せしむ。」とある。これによると、単純計算では一刻は一五分になるが、『隋書』天文志上の記載は、春分、秋分の時の昼夜を基準にしており、漏刻による計時は不定時法に従っていて、季節・時間によって一刻の長さが変化するため、あくまで目安程度である。

62 臨汝侯猷―蕭淵猷。『南史』卷五一、梁宗室上に伝がある。『梁書』本伝は「臨汝侯淵猷」に作る。ここにその名を「猷」一字で示すのは、唐の高祖李淵の諱を避けたためと考えられ、王鳴盛も「長沙王懿の六子、業・藻

・猷・朗・明・象は、疑うらくは皆冠するに「淵」字を以てし、『南史』・『梁書』は皆諱を避けて上の一字を去るものならん。」（『十七史商榷』卷八二「長沙王懿子」の項）と述べている。

63 放生文―佚。

64 後除尚書左丞―『梁書』本伝には「中大通元年（五二九）、父の喪を以て職を去り、続いて又た母の憂に丁る。詔して起てて貞威將軍と為し、還た本任を攝らしむ。服の闋くるや、尚書左丞に除せらる。」とある。

65 及昭明太子薨、帝立晋安王綱為皇太子―『梁書』本伝には「（中大通）三年（五三二）、昭明太子、薨ず。」と年を明記する。昭明太子蕭統の伝は『梁書』卷八・『南史』卷五三。晋安王蕭綱は後の簡文帝。『梁書』卷三、武帝紀下に「（中大通三年）夏四月乙巳、皇太子統薨ず。……秋七月乙亥、晋安王綱を立てて皇太子と為す。……庚寅、詔して曰く、……」とある。

66 唯召尚書右僕射何敬容・宣惠將軍孔休源及微三人與議―何敬容の伝は、『梁書』卷三七・『南史』卷三〇。孔休源の伝は、『梁書』卷三六・『南史』卷六〇。『梁書』卷三六、孔休源伝には「昭明太子の薨ずるや、勅有りて、夜、休源を召して宴居殿に入らせ、群公と謀議を參定せしめ、晋安王綱を立てて皇太子と為す。」とあり、この記述とはやや異なる。

67 後卒於北中郎豫章王長史・南蘭陵太守―『梁書』本伝には「（中大通）四年（五三二）、中書郎、鴻臚卿に累遷

し、舎人は故のごとし。六年（五三四）、出されて北中郎予章王の長史・南蘭陵太守と為り、大同二年（五三六）、官に卒す。時に年三十七。」とある。ここの豫章王は、中大通三年（五三一）に豫章王に封じられていた昭明太子蕭統の長子蕭歆である。

68 文集二十卷―『梁書』本伝には「友人の琅邪の王籍は其の文を集めて二十卷と為す。」とある。王籍の伝は『梁書』卷五〇。

69 純字景懋、景仁弟也―『宋書』卷五二本伝には、「景仁の弟純、字は景懋、初め劉毅の豫州別駕と為る。」とある。劉毅は、東晋の安帝の義熙元（四〇五）年五月、桓玄の残党の刁預らが湘州を攻略したのを、武将を派遣して討滅させた後、親の喪に服したいと願い出て許可されず、かえって豫州刺史に任じられた。『晋書』卷一〇、安帝紀に「（義熙元年）五月……桓玄の故将の桓亮・苻宏・刁預は湘州を寇し、守将は撃つて之れを走らす。」とあり、『晋書』卷八五、劉毅伝に「二州の既に平らぐるや、毅を以て撫軍將軍と為す。時に刁預等は乱を作し、湘中に屯す。毅は将を遣つて分討せしめ、皆之れを滅ぼす。初め、毅は憂に丁りて家に在り。義旗の初めて興るに及び、墨経して事に従う。是に至りて、軍役の漸く寧んずれば、上表して京口に還り、以て喪礼を終えんことを乞う。……許さず。詔して毅を以て都督豫州揚州の淮南歴陽廬江安豊堂邑の五郡諸軍事・豫州刺史と為し、持節・將軍・常侍は故のごとし。」とある。

なお、『宋書』卷三六、州郡志六に「安帝の義熙二年、刺史劉毅は姑熟を戍る。」とあるので、豫州刺史となつた劉毅は姑熟に鎮したことがわかる。当時の貴族子弟の起家年齢は二〇歳であるから、謝純は東晋の太元一〇（三八五）年か一一（三八六）年の生まれと考えてよからう。これ以後の劉毅について、簡単に記すと、

・義熙五（四〇九）年正月、衛將軍・開府儀同三司となる。『晋書』卷一〇、安帝紀に「（義熙）五年春正月……庚戌、撫軍將軍劉毅を以て衛將軍・開府儀同三司と為す。」とある。」

・義熙六（四一〇）年五月、盧循との戦いで大敗した責任をとつて後將軍に降格。

『晋書』卷一〇、安帝紀に「（義熙）六年……五月、……戊子、衛將軍劉毅は盧循に及んで桑落洲に戦い、王師は敗績す。」「宋書』卷一、武帝紀上に「（義熙六年）五月、劉毅は桑落洲に敗績し、船を棄てて歩いて走れ、余衆の去ることを得ざる者は、皆な賊の擒とする所と為る。……十月……後將軍劉毅を以て太尉留守府を監せしめ、後事は皆な焉に委ぬ。」とあり、『晋書』卷八五、劉毅伝に「（劉）裕の（盧）循を討つに及んで、毅に詔して内外の留事を知せしむ。毅は師を喪うを以て、任を解かれんことを乞い、降りて後將軍と為る。」とある。なお、『南史』卷一、宋本紀上には「（義熙六年）十月、帝（劉裕）は舟師を率いて南伐し、劉

毅をして太尉留府を監せしむ。」とあるが、『宋書』武帝紀の記載から、この時に劉毅は既に後將軍に降格となっていたはずで、おそらく大敗の直後に降格になったのであろう。」

・義熙七(四一一)年六月、衛將軍・開府儀同三司・江州都督に転じて、豫章に鎮を移す。

『晋書』卷八五、劉毅伝には、降格の記事にすぐ続けて「尋いで衛將軍・開府儀同三司・江州都督に転ず。」とあり、『宋書』卷五二、庾悦伝に「盧循の平らげられるの後、毅は都督江州を求め、以へらく江州は内地にして、民を治めるを職と為す、宜しく軍府を置くべからずと。……是に於いて悦の都督・將軍の官を解き、(劉毅は)刺史を以て鎮を豫章に移す。」とある。盧循が交州刺史杜慧度によって斬られたのは、義熙七年の六月である。(『晋書』卷一〇、安帝紀には「夏四月、盧循は交州に走れ、刺史杜慧度は之を斬る。」とあるが、『宋書』卷九二、杜慧度伝に、「六月庚子、……循及び父の殿、並びに循の二子、親屬の録事參軍阮静・中兵參軍羅農夫・李脱等を斬り、首を京邑に伝う。」とあるのに従う。)

70 劉毅鎮江陵、以為衛軍長史・南平相—劉毅の伝は、『晋書』卷八五。東晋の安帝の義熙八(四一二)年四月、病気を理由に建康に帰ることを求めていた荊州刺史劉道規が豫州刺史を授けられ、代わって後將軍・豫州刺史であった劉毅が荊州刺史に任じられた。『宋書』卷二、武

帝紀中に「征西將軍・荊州刺史道規、疾み患いて帰らんことを求む。(義熙)八年四月、改めて豫州刺史を授け、後將軍・豫州刺史劉毅を以て之に代う。」とある。また、『晋書』卷八五、劉毅伝には、「俄にして毅を都督荆寧秦雍四州の河東・河南・広平、揚州の義成の四郡諸軍事・衛將軍・開府儀同三司・荊州刺史に進め、侍節・公は故のごとし。」とある。

「なお、『晋書』卷一〇、安帝紀に「二年、……冬十月、匡復の功を論じ、車騎將軍劉裕を豫章郡公と為し、撫軍將軍劉毅は南平郡公、右將軍何无忌は安成郡公たり、自ずから余は封賞各おの差有り。」とあり、『晋書』卷八五、劉毅伝にも「匡復の功を以て、南平郡開國公に封ぜられ、都督宣城軍事を兼ね、鼓吹一部を給わる。」とあって、劉毅は劉裕らとともに、篡奪者の桓玄を倒して晋室を復興した功績によって、義熙二(四〇六)年十月、南平郡公に封じられていた。」

『宋書』卷二、武帝中には「毅は公(劉裕)と俱に大義を挙げ、晋室を興復す。自ら京城・広陵と謂い、功業以て相い抗するに足る。権事に公を推すと雖も、心は服さざるなり。毅は既に雄才大志有り、厚く自ら矜許し、朝士素望の者は多く之れに帰す。尚書僕射謝混・丹陽の尹邠僧施と並びに深く相い結ぶ。西のかた江陵に鎮するに及び、豫州の旧府より、多く割きて以て自ら随え、請うて僧施を南蛮校尉と為す。既に毅の下に居ること能わず、終に異端を為さんことを知り、密かに之れを図る。」

また、『晋書』卷八五、劉毅伝には「毅の江陵に至るや、乃輒ち江州の兵及び豫州西府の文武万余を取り、留めて遣らず。又た疾むこと困だしと告げ、(劉)藩を副と為さんことを請う。劉裕は以へらく毅は己に貳かん、と。乃ち之れを奏す。」とあり、江陵に着任後の劉毅は、劉裕との対決姿勢を強めていた。

71 及王鎮惡襲毅、毅時病。佐史聞兵至、馳還入府——『宋書』本伝には「王鎮惡は軍を率いて毅を襲い、己に城下に至る。時に毅は疾病あり、佐史は皆入りて參承す。純は參承し畢りて、己に出づるも、『兵至る。』と聞するや、馳せ還りて府に入る。」とある。義熙八(四一二)年九月、劉裕は劉毅討伐のために軍をさしむけて、王鎮惡らが江陵を攻め、十月、敗れた劉毅は誅に伏した。『宋書』卷二、武帝紀中に「毅の西に至るや、疾篤しと称し、表して従弟兖州刺史藩を以て副貳と為さんことを求む。偽りて許す。九月、藩は朝に入り、公(劉裕)は命じて藩及び謝混を収めしめ、並びに獄に於いて死を賜う。自ら表して毅を討たんとす。又た黄鉞を仮り、諸軍を率いて西征す。前の鎮軍將軍司馬休之を以て平西將軍・荊州刺史と為し、兖州刺史道憐を丹徒に鎮せしめ、豫州刺史諸葛長民を太尉留府の事を監せしめ、太尉司馬・丹陽の尹劉穆之に建威將軍を加えしめて、配するに実力を以てす。壬午、京師より発す。參軍王鎮惡・童驥將軍蒯恩を遣はして前に江陵を襲わしむ。十月、鎮惡は江陵を剋し、毅及び党は与に皆な誅に伏す。」とある。

72 左右引車欲還外解——『宋書』本伝は「外解」を「外解」に作る。

73 逃欲安之——『宋書』本伝は「安」を「何」に作る。

74 及入、毅兵敗衆散、純為人所殺——『宋書』本伝には「乃ち入る。毅の兵の敗れて衆の散ずるに及び、時に既に暗夜なり。司馬毛脩之は純に謂いて曰く『君は但だ僕に随え。』と。純は従わず。兩人を扶けて出で、火光の中に人の殺す所と為る。」とあり、この後に続けて、謝純の孫の謝沈の記事を載せ、「純の孫の沈は、太宗の泰始の初め、巴陵王休若の衛軍録事參軍・山陰の令と為り、事に坐して誅せらる。」と述べる。

なお、劉毅討伐戦の状況は、『宋書』卷四五、王鎮惡伝に詳しい。

75 純弟魁——謝魁について、『宋書』には卷五二、謝述伝に「景仁は其の第三弟の魁を愛して述を憎む。嘗て饌を設けて高祖を請き、魁に命じて坐に予らしめんことを希うも、而れども高祖は述を召す。」とあるのみ。

76 純弟述——謝述の伝は、『宋書』卷五二。

77 少有至行——『宋書』本伝は「少有志行」に作る。

78 至西塞遇暴風——『宋書』本伝は「行至西塞、值暴風」に作る。

79 述乘小船尋求——『宋書』本伝は「尋求」の下に「之」字がある。

80 庾遣人謂曰——『宋書』本伝は「曰」の上に「述」字がある。

- 81 小郎去必無及。寧可存亡俱尽邪——「小郎」は謝述を指す。「郎」は、妻が夫を称する語（『世説新語』賢媛篇29に用例が見える）であるが、「小郎」とあるからには、夫の弟、すなわちここでは謝述のことを指す。なお、庾氏の言葉は『宋書』本伝では「喪舫の存没は、已に応に在ること有るべきも、風波此くのごとくんば、豈に小船の冒す所なるべけんや。小郎の去けども必ず及ぶこと無からん。寧ぞ存亡俱に尽くすべけんや。」となっている。
- 82 尚須管理——『宋書』本伝は「当須管理」に作る。「管理」は、『世説新語』德行篇43注引『晋中興書』に「俄にして玄至り、人士悉く玄に詣るも、企生のみ独り往かずして、仲堪の家を管理す。」とあり、維持管理するの意としての用例が見える。ここは、管理下におくことととって、きちんと回収すると解釈した。
- 83 咸以為精誠所致——『宋書』本伝には「致」の下に「也」字がある。
- 84 諷中正以為迎主簿——『宋書』本伝は「諷中正以述為主簿（中正に諷して述を以て主簿と為さんとす）」に作る。
- 85 甚被器遇——『宋書』本伝は「器遇」を「知器」に作る。
- 86 景仁愛魁而憎述——『宋書』本伝には「景仁は其の第三弟の魁を愛して述を憎む。」とある。
- 87 須至乃殮——『宋書』本伝は「殮」を「歿」に作る。
- 88 其見重如此——『宋書』本伝には、この五字がない。
- 89 述尽心視——『宋書』本伝は「視」を「営視」に作る。
- 90 景仁深感愧焉——『宋書』本伝は「景仁深懷感愧」に作る。
- 91 友愛遂篤——『宋書』本伝には、この四字がない。
- 92 及景仁卒、親選迺獲焉——『宋書』本伝には、この部分がない。
- 93 為太尉參軍——『宋書』本伝は「為」を「転」に作る。
- 94 從征司馬休之、封吉陽縣五等侯——『晋書』卷一〇、安帝紀に「（義熙）十一（四一五）年春正月、荊州刺史司馬休之・雍州刺史魯宗之は並びに兵を挙げて劉裕に貳き、裕は師を帥いて之れを討つ。」とあり、『宋書』卷二、武帝紀には「（義熙十一年）三月、軍は江陵に次す。……時に公の軍は馬頭に泊し、即日、衆軍を率いて江を濟る。躬ら諸將を督して岸に登り、奮踊して先を争わざる莫し。休之の衆は潰え、（司馬）軌等と襄陽に奔り、江陵は平らぐ。……四月、公は復た衆を率いて進討し、襄陽に至り、休之は羌に奔る。」とある。
- なお、『宋書』本伝には、この後に続けて「世子の征虜參軍より、主簿に転じ、宋台の尚書祠部郎、世子の中軍主簿より、太子中書舍人に転ず。出だされて長沙内史に補せられ、惠政有り。」とある。
- 世子は劉裕の長子劉義符（後の宋の少帝）のこと。『宋書』卷四、少帝紀に「晋の義熙二年（四〇八）、京口に生まる。武帝は晩に男無し。帝の生まるるに及んで甚だ悦ぶ。年十歳にして豫章公の世子を拜す。帝は旅力有り、騎射を善くし、音律を解す。宋台の建つるや、宋の世子を拜す。元熙元年（四一九）、進んで宋の太子と為り、

武帝の禪を受くるや、立てて皇太子と為す。」とあるので、「世子の征虜参軍より、主簿に転じ」たのは、義熙一一(四一五)〜一四(四一八)年の間のことになる。

『宋書』卷二、武帝紀中に「(義熙十四年)六月、相国宋公に九錫の命を受く。……詔して豫章公太夫人を崇して宋公太妃と為し、世子は中軍將軍とし、相国府に副貳たらしむ。」とあり、宋台(≡宋国の政府)ができたのは、晋の安帝の義熙一四(四一八)年六月であるから、「宋台の尚書祠部郎、世子の中軍主簿」となったのは、おそらくこの時であろう。

また、『宋書』卷二、武帝紀中には、「(元熙元(四一九)年)十二月、……王太妃を進めて太后と為し、王妃を王后と為し、世子を太子と為し、王子・王孫の爵命の号は、一に旧儀のごとし。」とある。「太子中書舍人に転じ」たのは、この時か翌元熙二(四二〇)年の正月、或いは永初元年(四二〇)六月(元熙二年は六月まで、宋の武帝が禪讓を受けて即位し、永初と改元された)のいずれかであろう。

「長沙内史」となった時期は不明であるが、この後に、元嘉二(四二五)年に中書侍郎となったことを記している。少帝弒逆の際には、長沙にいたと考えられる。

95 元嘉二年―西曆四二五年。元嘉は宋の文帝の年号。

96 拜中書侍郎―『宋書』本伝は「徵拜中書侍郎(徵されて中書侍郎を拜す)」に作る。『宋書』卷五、文帝紀に

「(元嘉)一二年春正月、司徒徐羨之・尚書令傅亮は表を

奉りて政を帰し、上は始めて親覽す。」とあるので、文帝が親政するにあたって、呼び戻されたのであろう。

97 後為彭城王義康驃騎長史、領南郡太守―彭城王義康は、文帝の弟の劉義康。『宋書』卷六八・『南史』卷一三に伝がある。

『宋書』本伝には「明年(≡元嘉三年)、出だされて武陵太守・彭城王義康の驃騎長史と為り、南郡太守を領す。是より先、述の従兄の曜は義康の長史と為り、官に喪す。述は之に代れり。太祖は義康に書を与えて曰く、『今、謝述を以て曜に代わらしむ。其の才応・詳練は、歴職に著わる。故に以て汝に佐たらしむ。汝は始めて庶務を親らし、而も任は重く事は殷し。宜しく懐いを群賢に寄せ、以て弼諧の美を尽くすべし。想うに自ら之を得、吾が言を俟たざるなり。』」とある。

98 義康入相―『宋書』卷五、文帝紀に「(元嘉)六年(四二九)春正月……癸丑、驃騎將軍・荊州刺史彭城王義康を以て司徒・録尚書事と為し、平北將軍・南徐州刺史を領せしむ。」とある。

99 莅官清約―「莅官」は、官職をつかさどること。『礼記』曲礼上に「朝に班し軍を治め、官に泣み法を行は、礼に非ざれば威嚴行われず。」(莅、泣通ず)とある。

「清約」は、(政治の)清廉で簡約なこと。『三国志』蜀書、楊戲伝に「(楊戲は)在る所に清約にして煩ならず。」とある。なお、『宋書』卷一〇〇、自序に「(沈)亮は官に莅んでは清約にして、太祖の嘉する所と為る。」

と用例が見える。

100 殷景仁―『宋書』卷六三・『南史』卷二七。

101 劉湛―『宋書』卷六九・『南史』卷三五。

102 異常之交―「異常」は、普通以上の意。庾亮の「中書

令を譲るの表」(『文選』卷三八)に「先帝の竜興するや、異常の顧に乗ぜんとは。」とある。なお、『宋書』

卷五、文帝紀に「(元嘉)九年、……、秋七月、……

：、庚午、領軍將軍殷景仁を以て尚書僕射と為し、太子詹事劉湛を領軍將軍と為す。」とあり、尚書僕射殷景仁

・領軍將軍劉湛との交際は元嘉九(四三二)年七月以降のことになるが、『宋書』卷六九、劉湛伝に「是れより

先、王華は既に亡し、曇首も又た卒す。領軍將軍殷景仁は時賢の零落するを以て、太祖に白して湛を徴す。(元

嘉)八年、召されて太子詹事と為り、給事中・本州大中正を加えられ、(殷)景仁と並びに任遇せらる。」とあ

て、劉湛は元嘉八(四三一)年に呼び戻されて太子詹事となっており、実際には劉湛が都に還ってからのこと

なるう。なお、『宋書』本伝によれば、謝述は呉興太守となつて赴任した後、元嘉一二(四三五)年に亡くな

っているの、交際は比較的短期間であつたと考えられる。

104 張邵―『宋書』卷四六・『南史』卷三二。

103 以贖貨將致大辟―『宋書』本伝は「以贖貨下廷尉、將致大辟(貨に贖れるを以て廷尉に下され、將に大辟を致さんとするや)」に作る。「大辟」は死罪。『礼記』文

王世子篇に「其の死罪には則ち某の罪は大辟に在りと曰

う。」とある。

『宋書』卷四六、張邵伝には年を記さず、「雍州に在

りて私に蓄聚を営み、貨を贓すること二百四十五万なるに坐して、廷尉に下され、官を免ぜられ、爵土を削らる。」

とあり、『南史』卷三二、張邵伝には年を明記して「(元嘉)九年」のこととしている。しかし、『宋書』卷五、

文帝紀には「(元嘉八年)閏(六)月、……、丙午、

左軍諮議參軍劉道産を以て雍州刺史と為す。」とあり、これに従えば元嘉八年のことになる(『資治通鑑』卷一

二二はこの件を元嘉八年のこととする)。

105 邵先朝旧勲―『宋書』卷四六、張邵伝には、早くから

忠臣として劉裕の信賴を得ていたことを記す他に、

・義熙八年に劉裕が劉藩を誅した際に、いち早く劉裕が劉毅討伐を決心したことを見抜いて、船の準備をさせ、翌朝になって劉裕が討伐の準備を命じたときは既にすべ

てが整えられており、劉裕が「張邵はわしと憂いを同じくするといえよう。」と言つたこと。

・義熙一二(一三)年の後秦王朝征伐にあたって、劉裕が後事を劉穆之と張邵に委ね、劉穆之が没して劉裕不在の

朝廷が動揺したときに適切な処置をし、劉裕に事を行うにあたってたじろがず、大臣の風格のあることを重んじ

られたこと。

・後の文帝が中郎將・荊州刺史になると、張邵が彼を輔佐して多くの州事をみな決済したこと。

などを載せており、元熙二(四二〇)年六月、武帝が禪

讓を受けて帝位に即くと「佐命の功」を以て臨沮侯に封じられたこと。
を記している。

106 優貸―寛大なこと。『後漢書』卷四五、袁安伝に「之を選せば中国の優貸を示して、辺人をして安んずることを得さしむに足る。」と用例が見える。

108107 此跡―『宋書』本伝は「此疏跡」に作る。

則為侵奪主恩『宋書』本伝にはこの後に「不可之大者也（不可の大なる者なり）」の一句がある。

109 謝述力焉―『宋書』本伝は「謝述有力焉（謝述は力有るなり）」に作る。

110 心虚疾―『黄帝内経靈枢経』本神篇に「心気は虚なれば則ち悲しみ、実なれば則ち笑いて休まず。」とある。今の鬱病と思われる。

111 性理時或乖謬―「性理」は、精神。『世説新語』文学篇80に習鑿齒のことを述べて、「出だされて衡陽郡と為り、性理は遂に錯す。」という用例が見える。

112 卒呉興太守―『宋書』本伝には「呉郡太守に除せらるるも、疾を以て官に之かず。病の差ゆるや、呉興太守に補せらる。官に在りては清省にして、吏人の懐う所と為る。十二年、卒す。時に年四十六。」とある。元嘉一二（四三五）年に、四六歳で卒したのであるから、謝述は

東晋の太元一五（三九〇）年に生まれたことになる。

113 殷景仁・劉湛同乘迎赴―『宋書』卷六九、劉湛伝に「（元嘉）十二年、又た詹事を領す。湛と景仁とは素より款し

く、又た其の議を建て之れを徴すを以て、甚だ相い感じ説ぶ。俱に時に遇せらるるに及び、猜隙は漸く生ず。景仁の専ら内任を管するに及んで、謂為へらく己を問てんと。」とあり、また、『宋書』卷六三、殷景仁伝に「（元嘉）十二年、景仁は復た中書令に遷り、護軍・僕射は故のごとし。尋いで僕射を以て吏部を領し、護軍は故のごとし。（劉）湛は愈いよ忿怒す。義康は湛の言を納れ、景仁を太祖に毀る。」とある。『宋書』卷五、文帝紀には「（元嘉）十二年……夏四月乙酉、尚書僕射殷景仁に中護軍を加う。」とあり、殷景仁と劉湛との関係はこれ以降、急速に冷えきったものとなったと考えられる。二人が同乗して謝述の亡きがらを乗せた船を迎えたのは、おそらく元嘉十二（四三五）年の四月以前であり、したがって、謝述の卒したのは、元嘉十二年の初めごろであろう。

114 及劉湛誅、義康外鎮―『宋書』卷五、文帝紀に「（元嘉）十七年……冬十月戊午、前の丹陽の尹劉湛に罪有り、及び同党は誅に伏す。天下に大赦し、文武に爵一等を賜う。大將軍・領司徒・録尚書・揚州刺史彭城王義康を以て江州刺史と為し、大將軍は故のごとし。」とある。

この事件のあらましは、

劉湛は殷景仁と仲がよかったが、召されて中央に還ると、もともと殷景仁の位がおのれを越えなかったのに、今は前にいるということから、心中に怒りを抱いていた。と

もに重用されるようになって、殷景仁が朝廷内のことを掌るので自分が疎外されていると思ひ込み、憤懣やるかたなかった。文帝の殷景仁への信賴が改めがたいのを悟った劉湛は、司徒の彭城王劉義康と結んで殷景仁を追い落とそうとするが、帝の殷景仁への信賴は厚く、果たせずにいた。持病のためしばしば重態になる文帝は彭城王劉義康に政事を委ねるようになり、劉湛は臣下の礼儀の度をはずれて劉義康をあげめ尊ぶようになったため、殷景仁は文帝に劉義康の権力に抑制を加えることを申し上げる。元嘉一七（四四〇）年には、ついに劉湛の一族である劉斌らが帝位を劉義康に継がせようと朋党を組んで画策し、朝廷は文帝と劉義康の二派に二分される事態にまで至った。かくして元嘉一七（四四〇）年十月、劉湛らは誅せられ、劉義康は江州刺史となって、出されて豫章に鎮する。

というものである。（『宋書』卷六九、劉湛伝・『宋書』卷六三、殷景仁伝・『宋書』卷六八、彭城王義康伝・『資治通鑑』卷一二三）

115 三子綜・約・緯―謝綜・謝約・謝緯については、『宋書』卷五二に『南史』とほぼ同じ記載があるのみ。

116 綜有才芸、善隸書―『南齊書』卷三三、王僧虔伝に収める王僧虔の「論書」に「謝綜の書は、其の舅云う『緊にして生起、是れ賞を得るなり。』と。恨むらくは媚好少し。」（『法書要録』卷一にも王僧虔の「論書」を収めるが、やや詳しく「謝綜の書は、其の舅云う『緊潔にし

て生起、実に賞を得たりと為す。』と。至だ羊欣を重んぜざれば、欣も亦た之を憚る。書法は力有るも、恨むらくは媚好少し。」とある。）とある。

117 為太子中舍人―『宋書』卷六八、彭城王義康伝に、元嘉十七（四四〇）年、彭城王義康が左遷されて豫章に鎮する際の記述中に「司徒主簿謝綜は、素より義康の狎する所と為り、以て記室參軍と為す。左右の愛念する者は、並びに随從して豫章に至るを聴さる。」とあり、『宋書』卷六九、范曄伝に「綜は義康の大將軍記室參軍と為り、豫章に鎮するに随う。綜の還るや、義康の意を曄に申べ、晚隙を解きて、復た往好せんことを求む。」とあるので、謝綜は元嘉一七年に彭城王義康の左遷に伴って、司徒主簿から彭城王義康の大將軍記室參軍となって豫章につき随ったことがわかる。太子中舍人となって都にもどったのは、その後のことになる。

118 与范曄謀反伏誅―『宋書』本伝は「范曄」を「舅范曄」に作る。范曄の伝は、『宋書』卷六九・『南史』卷三三。『宋書』卷五、文帝紀に「（元嘉三二年）十二月乙未、太子詹事范曄謀反す。及び党は与に皆誅に伏す。丁酉、大將軍彭城王義康を免じて庶人と為す。」とある。

范曄が誅せられた事件のあらましは以下のようである。魯国の孔熙先は志を得ず不満を抱いていた。元嘉一七年に彭城王義康が豫章に左遷されると、孔熙先は、以前に義康が父の罪を免れさせてくれたことに対する恩返しを企て、志を得ず不満を抱く范曄とともに事を謀ろうと

思うが、孔熙先は范曄にもともと軽んじられていた。そこで、范曄の甥の謝綜（謝綜の母は范曄の妹）に献身的に事えて厚く結ぶ。謝綜の弟たちとも親しくなり、謝綜の引きで范曄に近づく。孔熙先は裕福であり、范曄と博打をしてわざと負けて物を取られてやり、范曄は孔熙先の財のお陰をこうむる一方でその文才を愛するようになる。

かくして、ついに孔熙先は豪傑の士を集めて挙兵し、彭城王義康を立てることを范曄に説く。范曄はなかなか意を決しなかったが、范曄の一門が帝室と姻戚となったことが無いのは、文帝に馬鹿にされているのだと孔熙先にいわれて意を決する。謝綜は孔熙先との交際から、父述の代からの彭城王義康の恩義に報いる思いから、企てに加わる。他に彭城王義康の恩義を感じる仲承祖・徐堪之が加わり、尼僧の法静は彭城王義康の恩義に感じ孔熙先とかねて往来があつたが、その妹の夫許耀が内応を約束する。

元嘉二二（四四五）年九月、征北將軍衡陽王義季と右將軍南平王鑠が出でて鎮することになり、文帝は武帳岡で送別の宴を催すことにした。范曄たちはその日を期して挙兵しようと謀ったが、行き違いから果たすことができなかつた。十一月、事の不首尾をおそれた徐堪之は、謀反の企てを文帝に上表して述べ、ここに至ってすべては露見し、范曄たちは獄に繋がれ、十二月乙未（二一日）、処刑された。（『宋書』卷六九、范曄伝・『資治通鑑』

卷一二四

119 約亦死——『宋書』卷六九、范曄伝に「曄及び子の藹・遥・叔蕙、孔熙先及び弟の休先・景先・思先、熙先の子の桂甫、桂甫の子の白民、謝綜及び弟の約、仲承祖、許耀、諸もろの連なり及び所は、並びに誅に伏す。」とある。また、謝約に関連する記載が『建康実録』卷一二に「初め謝綜の（孔）熙先と交わるや、弟の約は預らず。毎に兄を誡めて曰く、『此の人は事を軽んじて奇を好み、道に近からず。其の嬉戯するを觀るに、敵の強弱を料らず。毎に薬石を服し、便ち謂う羽化期すべし、と。果銳にして檢無く、未だ与に狎するべからず。』と。」とあり、謝約は兄の謝綜が孔熙先と交際するのを危惧していた。また、『宋書』卷六九、范曄伝に「綜の父述も亦た義康に遇せられ、綜の弟約も又た是れ義康の女の夫なり。」とあり、約がともに誅せられたのは彭城王義康との関係が深いためでもあろう。

なお、張彦遠の『歴代名画記』卷七に南齊二八人の一人として、謝約を下品に入れている。そこに引く北魏の孫暢之の語には「綜の弟なり。衛尉參軍と為り、范曄は伝を為る。山水を善くす。」（『述画記』）とあるが、范曄の処刑と同時に約が処刑されていることから「范曄は伝を為る」という記事は信じられないし、南齊に入れられていることもおかしい。あるいは、謝述の誤りか謝緯の誤りともとれるが、謝述は大尉參軍になっているが、絵を善くしたという記述はどこにも見えず、謝緯は衛尉

参軍となったといふことは確認できない。ただ、少なくとも唐代には謝約の作として伝えられた絵画のあったこと（『歴代名画記』卷七南齊一八人の謝約の条に「大山図」・「声妓楽器図」の二作を挙げる）は確かなようである。

120 素為綜・約所憎、免死、徙広州―『宋書』本伝には「綜」字が無く、また、「免死」を「免坐死」に作る。

上に謝緯が文帝の女を娶ったことが記されているので、綜・約が彭城王義康派であったのに対し、緯は文帝派だったのだろう。緯が、綜・約に憎まれたのも、また死罪を免れたのも、この両派の争いが背景にあることになる。

121 孝建中―「孝建」は、宋の孝武帝の年号。四五四―四五六。

122 位正員郎―『宋書』本伝には「太宗の泰始中、正員郎中に至る。」とある。「泰始」は、宋の明帝の年号で四五〇―四五二。また、『宋書』卷十五、礼志二に「宋は唯だ世祖の世の劉勰・太宗の世の謝緯を三公郎と為すのみ。其の事を善くし、人主及び公卿は並びに目を属して称歎す。勰は宗室伝に見ゆ。緯は謝綜の弟なり。」とある。なお、『南齊書』卷四七、謝朓伝には「父は緯、散騎侍郎たり。」とあり、小松英生教授は「六朝文人伝―謝朓（南齊書）―」注②で「孝建中（四五四―四五六）京師に還り、泰始中（四五〇―四五二）正員郎中に至った。……。謝朓伝に「散騎侍郎」と見えるのは、恐らくその後のことであろう「散騎侍郎」は宋の官品では第

五品にあたり、宋の文帝の女をもらった緯としてはいかにも低い官位である。……。当時貴族の初任官の官位である。従って緯がこの官をもって終わったというには何らかの事情があったに違いない。その理由として兄の綜・約の謀反が彼にわざわざいしたであろうことは容易に想像できることである。」（中国中世文学研究会「中国中世文学研究」第十二号）とされる。

123 朓―謝朓の伝は『南齊書』卷四七にある。なお、『南齊書』卷四七、謝朓伝については、すでに小松英生教授のすぐれた訳注「六朝文人伝―謝朓（南齊書）―」（『中国中世文学研究』第十二号一九七七所収。以下これを引用する場合は「小松教授訳注」と称する）があり、また、森野繁夫博士の謝朓の詩の全訳（『謝宣城詩集』白帝社刊。平成3。以下これを引用する場合は『森野博士訳注』と称する）があつて、本稿も非常に多くをこれらによつてゐる。

124 齊随王子隆為鎮西功曹、転文学―随王子隆は、武帝の第八子の随郡王蕭子隆のことで、『南齊書』卷四〇・『南史』卷四四に伝がある。『南齊書』卷四〇、随郡王子隆伝に「（永明）八年、魚復侯子響に代はりて、使侍節・都督荊雍梁寧南北秦六州・鎮西將軍・荊州刺史と為り、鼓吹一部を給はる。」とあり、『南齊書』卷三、武帝紀に「（永明八年）八月、……、壬辰、左衛將軍随郡王子隆を以て荊州刺史と為す。」とあるので、随郡王蕭子隆が鎮西將軍になったのは、永明八（四九〇）年八月で

ある。謝朓が「鎮西功曹」になったのはこのときであろう。また、小松英生教授は「謝朓が文学に転じたのは、永明八年八月から同九年春の間と考えられる。というのは、謝朓が荊州に赴いたのを送った、沈約、虞炎、范雲、王融、蕭琛、劉繪の「謝文学を餞す」（謝宣城詩集）の製作時期が春であることが詩意から明らかである。随王子隆が荊州刺史となったのは、永明八年八月であり、荊州に赴いたのは南齊書卷四十本伝に、「九年、府州の事を親らす。」とあるのによつて、永明九年春のことであり、その時謝朓はすでに文学になっていた。」（小松教授訳注）の注9）とされる（「謝文学を餞す」の訓読、及び謝朓がこれらの送別の詩に和した「和して沈右率の諸君に別る」の訳注が、『森野博士訳注』三四三〜三四七頁に収められている）。

なお、『南齊書』本伝には、謝朓が随王の鎮西功曹になるまでの官歴を「謁を豫章王の太尉行参軍に解き、随王の東中郎府に度り、王儉の衛軍東閤祭酒、太子舍人、随王の鎮西功曹に転じ、文学に転ず。」と記している。以下、『南齊書』本伝記載の官歴について一応の検討を加えてみる。

・「豫章王の太尉行参軍」への任官について。

「豫章王」は、高帝蕭道成の子である豫章文献王蕭嶷のこと、『南齊書』卷二二・『南史』卷四二に伝がある。『南齊書』卷三、武帝紀に「建元四年三月壬戌、太祖崩じ、上は即位して、大赦す。……庚午、司空

豫章王嶷を以て太尉と為す。」とあり、また同じく武帝紀に「大明五年春正月戊子、太尉豫章王嶷を以て大司馬と為す。」とあるので、謝朓が豫章文献王蕭嶷の太尉行参軍となったのは、建元四（四八二）年三月〜永明五（四八七）年正月の間のことになる。小松英生教授は「当時、貴族子弟の起家年令が二十歳であった（梁書卷一武帝紀上）」ところから、謝朓の任官は、この建元四年三月（謝朓十九歳）もしくは永明元（四八三）年ごろと考えてよからう。」（小松教授訳注「注4」とされる）。

・「随王の東中郎府に度」るについて

『南齊書』卷四〇、随郡王子隆伝に「明年（『永明四年』、江州刺史に遷され、未だ拝せず。唐寓之の賊の平らぐるや、遷されて持節・督会稽東陽新安臨海永嘉五郡・東中郎將・会稽太守と為る。」とあり、『南齊書』卷三、武帝紀に「（永明）四年春正月甲子、南琅邪・彭城二郡の太守随郡王子隆を以て江州刺史と為す。……富陽の人、唐寓之反し、衆を桐廬に聚め、富陽・錢塘等の県を破り、東陽太守蕭崇之を害す。宿衛の兵を遣わして出でて討たしめ、誅に伏さしむ。」とあるので、随郡王蕭子隆が東中郎將となったのは、永明四（四八六）年正月であり、謝朓が東中郎府に入ったのはおそらくこのときであろう。小松教授は「永明四年から一兩年のことであろう。」（小松教授訳注「注5」とされる。なお、『南齊書』卷一八、祥瑞志に「永明五年、山陰県の孔広の家園の檉樹は十二層あり。会稽太守随王子隆之れを献

ず。芳林園の鳳光殿の西に種う。」とあり、『南齊書』卷三、武帝紀に「(永明)七年三月……、庚戌……、中書令隨郡王子隆を中護軍と為す。」、また『南齊書』卷四〇、隨郡王子隆伝に「長兼中書令に遷る。……。未だ拜するに及ばずして、仍ねて中護軍に遷り、侍中・左衛將軍に転ず。」とあって、隨郡王蕭子隆は永明四年(七年までは会稽にいたようである。さらに、永明九年に謝朓が荊州へ赴任したのちに作られた「和して沈右率の諸君に別る」詩(『謝宣城詩集』卷四。『森野博士訳注』三四三〜三四七頁)に「春夜清樽に別れ、江潭に復た客と為る。」とあり、森野博士は「復為客」の「復」は、それまで地方勤務をしたことがあることを意味している。謝朓は永明四(四八六)年二十三歳の時に、東中郎將・会稽太守となった隨郡王蕭子隆に仕えているから、そのことを指しているであろう。」(『森野博士訳注』三四四頁)とされている(『南史』本伝に収録されている、永明一一年に謝朓が荊州から召還された後に隨王にあてた「賤」にも「東のかた三江に泛び、西のかた七沢に浮び、戎旃に契闊し、讜語に従容す。」とある)。次にあげる「王儉の衛軍東閣祭酒」となったのは、永明六年と考えられるから、謝朓は永明四(四八六)年正月から、永明六(四八八)年にかけて隨郡王蕭子隆に随行して会稽にいたと考えられる。

なお、永明五(四八七)年に、竟陵王蕭子良が西邸を開いて文学の士を集め、そこで「八友」と号された人々

の中に蕭衍・沈約・王融・蕭琛・范雲・任昉・陸倕とともに、謝朓の名が見える(『南齊書』卷四〇、竟陵文宣王子良伝・『梁書』卷一、武帝紀上)が、網祐次博士は『梁書』卷一三、沈約伝の記述をもとに、竟陵王が士を招いた時期を「早くとも、永明六年以前ではあるまい。」とされる(網祐次『中国中世文学研究—南齊永明時代を中心として—』四四頁)。

・「王儉の衛軍東閣祭酒」について。

王儉の伝は『南齊書』卷二三・『南史』卷二二。

『南齊書』卷二三、王儉伝に「永明元年、号を衛軍將軍に進められ、選事を参掌す。……。五年、本号に即いて開府儀同三司たるも、固く讓る。六年、重ねて前命を申ぬ。」とあり、王儉が衛軍府を開いたのは永明六(四八八)年である。おそらく、謝朓が衛軍東閣祭酒となつたのはこの時であろう。王儉は、『南齊書』卷四〇、隨郡王子隆伝に「子隆は尚書令王儉の女を娶り妃と為す。」とあるように、隨郡王蕭子隆の舅であったから、この人事はこうした関係によるものでもあろう。

・「太子舍人」について。

「太子」は、武帝の長子である文惠太子蕭長懋のことだ、『南齊書』卷一一・『南史』卷四四に伝がある。『南齊書』卷三、武帝紀に「(永明七年)五月乙未、尚書令・衛將軍・開府儀同三司王儉薨す。」とある。したがって、太子舍人への任官は、五月に王儉の亡くなった直後か、永明八年(四九〇)正月と思われるが、正確にはわ

からない。小松教授は「謝朓が太子舎人となったのは、恐らく永明七年から八年にかけての期間であろう。」（小松教授訳注「注8」）とされる。なお、網祐次博士はこの任官を王儉の遺志によるものではないかと推測されている（網祐次『中国中世文学研究—南齊永明時代を中心として—』五〇三頁）。

125 子隆在荊州—『南齊書』卷四〇、隨郡王子隆伝に「（永明）九年、府州の事を親らず。」とある。永明九年は西曆四九一年。

126 好辞賦、朓尤被賞、日夕不舍—『南齊書』本伝には「辞賦を好み、数しば僚友を集む。朓は文才を以て、尤も賞愛せられ、流連晤対して、日夕を舍かず。」とある。

当時、荊州の隨郡王蕭子隆のもとにあった文人は、庾於陵（『梁書』卷四九本伝）・王秀之（『南齊書』卷四六本伝）・張欣泰（『南齊書』卷五一本伝）・宗夫（『梁書』卷一九本伝）には隨郡王蕭子隆に仕えたことを記さないが、『梁書』卷四九、庾於陵伝にそのことを載せる）・蕭衍（後の梁の武帝）『梁書』卷一、武帝紀）・呂僧珍（『梁書』卷一一本伝）・虞雲（『南齊書』卷四七、謝朓伝に名がみえるのみ）の名が知られる。

127 長史王秀之、以朓年少相勳、以欲啓聞。朓知之、因事求還—『南齊書』本伝には「長史の王秀之は朓の年少にして相い動かすを以て、密に以て啓聞す。世祖は敕して曰く、『侍読の虞雲は自ら宜しく恒に侍接に応ずべし。朓は都に還るべし。』と。」とある。

武帝（世祖）蕭頤は、永明一一（四九三）年秋七月戊寅（三十日）に死没（『南齊書』卷三、武帝紀）しており、また、謝朓が荊州から都への道中、さらに都へ着いて後の様子を詠じて、荊州の同僚に寄せた詩である「暫く下都に使いし、夜に新林を發して京邑に至り、西府の同僚に示す」（『謝宣城詩集』卷三・『文選』卷二六）の中で、都近くの新林の様子を「秋河は曙に耿耿と、寒渚は夜蒼蒼たり」と詠じているので、謝朓が召還によって都についたのは永明一一（四九三）年秋ということになる。ただし、武帝の死没と謝朓の都への帰還の時間的前後についての記述は、『南齊書』・『南史』には見あたらず、未詳である。また、張欣泰も謝朓と同様の理由で典籤に啓聞されて武帝に召還されている（『南齊書』卷五一、張欣泰伝）。

王秀之の伝は『南齊書』卷四六。謝朓に「王長史の病に臥すに和す」（『謝宣城詩集』卷四に、王秀之の「病に臥して意を叙ぶ」とともに収める。両詩ともに『森野博士訳注』三四七、三四八頁に訳注がある）という詩があり、荊州において初めのうちは対立する事は無かったようである。しかし、その後、謝朓や張欣泰らの若い者が隨郡王蕭子隆に馴れ親しみ、年長の王秀之との間に軋轢が生じたのであろう。参考までに永明一一（四九三）年における各人の年齢を以下に示す。

隨郡王蕭子隆—延興元（四九四）年九月に二一歳で誅せられた（『南齊書』卷四〇、隨郡王蕭子隆伝）から、

二〇歳。

謝朓—永元元(四九九)年に三六歳で下獄死している
 (『南齊書』卷四七、謝朓伝) から、三〇歳。

張欣泰—永元三(五〇一)年七月に四六歳で誅せられ
 ている(『南齊書』卷五一、張欣泰伝) から、三八歳。

王秀之—隆昌元(四九四)年に五三歳で卒している(『南
 齊書』卷四六、王秀之伝) から、五〇歳。

なお、『南齊書』本伝の記述によれば、王秀之の啓聞
 によって謝朓は都に召還され、随郡王蕭子隆から遠ざけ
 られることになっており、王秀之の啓聞を事前に察知し
 た謝朓が自ら都に還ることを求めたという『南史』の記
 述と食い違っている。『南齊書』・『南史』ともに、こ
 の後に謝朓の「暫く下都に使いし、夜に新林を発して京
 邑に至り、西府の同僚に示す」詩の末尾の四句を引くが、
 その意味する所は「讒佞の者から自分はもうのがれたの
 に、まだ彼らは網を張っている。」であるから、『南史』
 の記述のように、自分から召還を求めたとする方が自然
 である。小松英生教授も「下文の詩句からすると南史の
 方が理に合っているようである。」(『小松教授訳注』注
 12)とされる。

128 道中為詩寄西府曰—この詩は、「暫く下都に使いし、
 夜に新林を發して京邑に至り、西府の同僚に示す」詩(『謝
 宣城詩集』卷三・『文選』卷二六)であり、引用部分は
 末尾の四句である(『森野博士訳注』一七二—一七六頁)。
 『南史』・『南齊書』は、いずれも都への道中の作とし

ているが、この詩は荊州から都への道中のことだけでは
 なく、都に着いて後の様子も詠じているので(前注の引
 用を参照)、実際は都に到着した後荊州の同僚に寄せ
 た詩と考えられる。

129 常恐鷹隼擊、時菊委嚴霜—「鷹隼擊」は、『毛詩』小
 雅・魚麗の「魚罟に麗る、鰈と鯨と。」の毛伝に「古は
 鷹隼 撃ちて、然る後に罟羅 設けらる。」とある。「時
 菊」は、時を得て咲く菊。潘岳の詩「河陽縣作二首 其
 二」に「鳴蟬は寒音を厲しくし、時菊は秋華を輝かす」
 (『文選』卷二六)と用例が見える。「委嚴霜」は、ひ
 どい霜に萎れるの意で、忠良の臣が害を被ることに例え
 られている。『楚辞』九弁に「秋には先ず戒むるに白露
 を以てし、冬は又た之に申ぬるに嚴霜を以てす」とあり、
 王逸注に「仁賢の早に露霜に遇ひ、懷徳の君子の忠にし
 て害を被るを興するなり」とある。

130 寄言罟羅者、寥廓已高翔—「罟羅」は、鳥を捕らえる
 網(前注参照)。司馬相如の「難蜀父老」に「猶ほ鷓鴣
 は已に寥廓の宇に翔るも、而も羅者は猶ほ藪沢に視る。
 悲しいかな。」(『文選』卷四四)とあるによる。

131 仍新安王除中軍記室—「新安王」は、海陵王蕭昭文。
 『南齊書』卷四、鬱林王紀に「(永明十一年)四九三
 十一月辛亥、臨汝公昭文を立てて新安王と為す。」「南
 齊書』卷五、海陵王紀に「(永明)十一年、号を冠軍將
 軍に進めらる。文惠太子薨じて、都に還る。鬱林王の即
 位するや、中軍將軍と為り、兵を領し佐を置く。新安王

に封ぜられ、邑二千戸。」とあり、次の注に引用した『文選』に収める謝朓の賤の冒頭近くに「即日尚書の召しを被る。朓を以て中軍新安王の記室參軍に補す。」（この部分は『南齊書』本伝・『南史』本伝に収めるものでは省略されている）とあるので、謝朓がこの職に任じられたのは、永明一一（四九三）年十一月であろう。

注128に述べたように、謝朓が都に召還されたのが永明一一年秋、新安王の中軍記室になったのが、その年の一月であり、その間の数カ月の記録が史書にないため、謝朓の動向を明確にし得ない。この時期は、齊王朝の直系である武帝派と傍系の蕭鸞派とが帝位の継承をめぐつて対立していた時期にあたり、謝朓は武帝派の随郡王蕭子隆の腹心であった。この時期の謝朓については、『南齊書』・『南史』の本伝が次に引用する謝朓の「随王に辞するの賤」の中に、「唯だ青江の望むべくんば、帰鯉を春渚に候ち、朱邸の方に開かば、蓬心を秋実に效さんことを待たんのみ。如し其れ簪屨の存する或り、枉席の改むる無くんば、復た身を溝壑に填むと雖も、猶お妻子を望んで帰るを知るがごとし。」と、随郡王が都へ帰ってくる時を待ちつつ、王のために力を尽くしたいという記述があるのみである。森野繁夫博士は、この時期の謝朓について、「恐らく直系側の人たちと連絡をとりながら、随郡王を鬱林王の後見として朝廷の中枢に置くべく動いていたのではなからうか。」（『森野博士訳注』一二頁）とされ、また、論文「謝朓研究―宣城郡における謝

朓―」（『中国中世文学研究』第22号所収）において、謝朓の詩「随王殿下に奉和す十六首 其の十一」（『謝宣城詩集』巻五。『森野博士訳注』四六六―四七〇頁）の結びの二句「即ち已に終に悦ぶべくんば、思ひを盈たして且く斯の若くせん」とこの賤との関わりを指摘された上で、この結びの二句について、単に随郡王の帰りをひたすら待つという思いだけでなく、王との間に何か約束事があった、それが果たされるのを待っているが王はなかなか実行に移そうとはしない、という謝朓の思いを読み取られ、さらに、その約束について「随王殿下に奉和す十六首 其の十二」（『謝宣城詩集』巻五。『森野博士訳注』四七〇―四七三頁）の分析から、随郡王蕭子隆が、天子である鬱林王蕭昭業を輔佐して齊朝を再建するために、後見として朝廷に帰ってくることであったのではないかと推測されている。

132 朓賤辞子隆―この賤は、『南齊書』巻四七、謝朓伝に収め、また、『文選』巻四〇に「中軍記室に拜せられ随王に辞するの賤」と題して収められている。『文選』には、冒頭に「故吏文学謝朓、死罪死罪。即日被尚書召。以朓補中軍新安王記室參軍。（故の吏の文学謝朓、死罪死罪。即日尚書の召しを被る。朓を以て中軍新安王の記室參軍に補す。）」の二八字がある。

なお、この賤は、集英社『全釈漢文大系30 文選五』に訳文と詳しい注が収められており、ここでの訳もほぼそれによることにし、以下はここに収める本文と、『南

- 133 齊書』本伝所収のもの及び『文選』各本との間の本文の対校のみを記すことにする。なお、原則として『李善注文選』は尤本、『五臣注文選』は袁本によった。
- 133 思朝宗而每竭、——「思」、『文選』各本は「願」に作る。
- 134 岐路東西——「東西」、『文選』各本は「西東」に作る。ただし、五臣（張銑）注には、「岐路東西、謂別也」とあるので、五臣本は「東西」に作っていたのかもしれない。
- 135 或以嗚嗚——「嗚嗚」、『南齊書』本伝は「嗚悒」、『文選』尤本は「歎嗚」に作り、尤本李善注に「歎與嗚同。」とある。五臣（張銑）注は「惆悵・嗚咽、皆悲傷也」としているので、五臣本は「嗚咽」に作っていたのかもしれない。
- 136 況乃服義徒擁——「況」、『文選』四部本校語に「五臣本作恐」とあり、崇本・袁本・明州本の本文は並びに「恐」に作り、袁本・明州本校語はともに「善本作況字」というので、『南史』・『南齊書』・『李善注文選』は「況」、『五臣注文選』は「恐」に作っていたのであろう。
- 137 飄似秋帶——「飄」、『文選』各本は「翩」に作る。
- 138 褒采一介——「采」、『南齊書』本伝は「採」に作る。
- 139 搜揚小善——「搜」、『文選』各本は「抽」に作る。
- 140 故得捨耒場圃——「故得」、『南齊書』本伝にはこの二字が無く、『文選』各本には「得」字のみが無い。
- 141 筆奉免園——「免」、『文選』各本は「菟」に作る。
- 142 東泛三江——「泛」、『南齊書』本伝・『文選』は「亂」に作る。
- 143 西浮七沢——「浮」、『文選』四部本校語に「五臣本作遊」とあり、崇本・袁本・明州本の本文はみな「遊」に作る。しかし、五臣（呂向）注には、「浮は、遊なり。」とあるので、五臣本の本文も「浮」であったと考えられる。
- 144 榮立府廷——「廷」、『文選』各本は「庭」に作る。
- 145 早誓肌骨——「誓」、『文選』四部本校語に「五臣本作逝」とある。五臣（張銑）注にも「逝は、往なり。」とあり、五臣本の本文は「逝」に作っていたのであろう。
- 146 不悟未運滄溟——「悟」、『文選』各本は「寤」に作る。また、「溟」を四部本は「冥」に作る。
- 147 清切蕃房——「蕃」、『文選』各本は「藩」に作る。
- 148 輕舟反泝——「泝」、『文選』各本は「溯」に作る。
- 149 效蓬心於秋実——「效」、『南齊書』は「効」に作る。
- 150 如其簪履或存——「履」、『南齊書』・『文選』各本は「履」に作る。
- 151 悲来横集——『文選』各本には、この後に続けて「不任犬馬之誠（犬馬の誠に任えず）」の六字がある。
- 152 以本官兼尚書殿中郎——本官は、中軍記室參軍。小松教授は「謝朓がこの任を兼ねた時期は、恐らく永明十一年十一月以後間もなくと思われるが、翌年隆昌元年（四九四）にかかるとすれば、六月以前のことであろう。」（小松教授訳注）注10）とされる。森野博士は謝朓が尚書殿

中郎を兼ねたことについて、「新安王に仕えた謝朓は、しばらくして本官のまま尚書省の殿中郎を兼ねることにした。そうして時の尚書令は蕭鸞であった。おそらく蕭鸞は謝朓が直系派であることを承知して尚書省に引き入れたのであろう。謝朓にとってこれが運命の分かれ目となった。」(『森野博士訳注』一二頁)とされる。

なお、謝朓が帰りを待ち望んだ随郡王蕭子隆は、『南齊書』卷四、鬱林王紀に「隆昌元年春正月丁未、……臨海王昭秀を荊州刺史と為す。」「南齊書』卷四〇、随郡王子隆伝に「隆昌元年、侍中・撫軍將軍と為り、兵を領し佐を置く。」とあるので、隆昌元(四九四)年正月に荊州から都に帰ってきた。森野博士は「しかしこのとき謝朓は新安王の部下でありながら一方では蕭鸞の配下でもあり、随郡王のための行動はおのずから制約されることになった。」とされる(『森野博士訳注』一二頁)。

なお、鬱林王の在位期間中に作られたと思われる謝朓の詩「奉和随王殿下十六首 其の十二」(『謝宣城詩集』卷五。『森野博士訳注』四七〇(四七三頁)の結びの二句「英威遠かに是の如し、徘徊す岐路の人。」について、森野博士は、随郡王蕭子隆が、蕭鸞側との対決を避ける態度を見せたか、何らかの障害が生じて弱気になった王がそれを処理できなかったかの結果、謝朓が今後自分はどう動くべきか迷っていることを随郡王に訴えたものと解釈され、このような時期に蕭鸞が謝朓の政治的才能を認め、自分の側に引き込もうとして尚書殿中郎に任じた、

とされる(「謝朓研究—宣城郡における謝朓—」「中国中世文学研究」第22号所収)。

153 隆昌初、敕朓接北使—隆昌は、鬱林王の年号。鬱林王蕭昭業は、武帝蕭頤の孫で、永明一一(四九三)年七月、武帝没後に即位し、翌年正月に隆昌と改元される(『南齊書』卷四、鬱林王紀)。なお、隆昌元(四九四)年の七月には鬱林王が殺され、新安王蕭昭文が即位して延興と改元されるので、隆昌は七カ月弱の期間である。

「北使」とは、『魏書』卷七、孝文帝紀下に「太和十八年(齊の隆昌元年(四九四)二月壬寅、車駕北巡す。癸卯、河を渡る。蕭昭業(齊の鬱林王)使いを遣わして朝貢す。……六月己巳、兼員外散騎常侍盧昶・兼員外散騎侍郎王清石に詔して蕭昭業に使いせしむ。」とあるのを指すと思われる。なお、『魏書』卷四七、盧昶伝にも蕭昭業に使いた事を載せ、「副使王清石」とあるので、このときの使は正使盧昶・副使王清石であった。154 朓自以口訥、啓讓、見許—「啓讓、見許。」を、『南齊書』本伝は「啓讓不当、不見許(啓し讓りて当たらずらんとするも、許されず)。」に作り、謝朓が応接役を辞退したが許されなかったことになっている。

『魏書』卷四七、盧昶伝に「昶の彼(齊)に至るや、蕭鸞の僭立するに値ふ。是に於いて高祖(北魏の孝文帝)は南して之を討たんとし、昶の兄淵を別道の將と為す。而して蕭鸞は朝廷の兵を加うるを以て、遂に昶等を酷遇す。昶は本より骨鯁に非ざれば、南人の兄は既に將

と作り、弟は使者たりと云ふを聞き、乃ち大いに恐怖して、涙汗交横す。而して鸞は腐米・臭魚・莖豆を以て之を供す。而して謁者張思寧は辞氣奮諤にして、曾て屈撓せず、遂に壯烈を以て館中に死す。」とあり、この時の北魏の使者一行が齊にいる間に、蕭鸞が即位して明帝となり（建武元年＝四九四十月）、その後、齊にあって酷い扱いをうけたことが記されている。また、『南史』巻五、齊本紀下に「（延興元年＝四九四）八月壬辰、魏人來聘す。」とあり、「北使」の到来は、鬱林王が殺され海陵王が即位した直後ということになる。しかし、校点・本『南史』巻五校勘記六には、この「壬辰」の日がこの年の八月になかったことを記し、七月壬辰（二〇日）ではないかとしながらも、なお疑問を呈している。いずれにせよ、鬱林王から海陵王への交替の時期であるから、まともな応接が可能であったかどうかは疑問である。謝朓にしても、前年七月の鬱林王の即位後、特にこの年の四月の竟陵王蕭子良の死没以降、蕭鸞の力が次第に絶対的なものになっていく過程において、直系派から蕭鸞側の人間へと立場を転換させていく時期にあたっており、おそらく「北使」の応接役どころではないというのが正直なところであり、辞退を申し出たのであろう。

155

明帝輔政、以為驃騎諮議、領記室、掌霸府文筆——『南齊書』巻五、海陵王紀に「延興元年（＝四九四）秋七月丁酉、皇帝の位に即く。尚書令・鎮軍大將軍・西昌侯鸞を以て驃騎大將軍・録尚書事・揚州刺史・宣城郡公と為

す。……九月……、癸未、新たに除せられし司徒鄱陽王鎔・中軍大將軍隨郡王子隆を誅す。……冬十月……、丁酉……、驃騎大將軍・揚州刺史・宣城公鸞を進めて太傅と為し、大將軍・揚州牧を領し、殊礼を加え、爵を進めて王と為す。……宣城王（＝蕭鸞）の輔政するや、帝の起居は皆諮りて後に行ふ。蒸魚菜を食さんことを思うに、太官令は録公（＝蕭鸞）の命無しと答えて、竟に与へず。」とあり、この「宣城王の輔政するや」という記述に従えば、「輔政」は蕭鸞が爵位を王に進められた十月丁酉以降となり、謝朓が蕭鸞の霸府に驃騎諮議・記室として仕えるのもそれ以降ということになる。ただし、謝朓に「齊の明帝の為に宣城公を讓るの表」・「明帝の為に録尚書を拜するの表」・「宣城公の為に拜するの章」の作があることから見て、實質的には蕭昭文（海陵王）の即位と同時に、蕭鸞が驃騎大將軍・録尚書事・揚州刺史・宣城郡公となったのにともない、蕭鸞側の人間として蕭鸞のために動いていたと考えられる。

また、蕭昭文の即位により、「中軍記室」ではなくなつたと考えられるので、これ以降は「兼尚書殿中郎」から「尚書殿中郎」として尚書省専任となつたものと思われる。

なお、尚書省を出るにあつたの作と思われる謝朓の詩「始めて尚書省を出づ」（『謝宣城詩集』巻三・『文選』巻三〇。『森野博士訳注』一七六―一八三頁）には、

「既に丹石の心を乗れば、寧ぞ素絲の涕を流さん」とあり、森野博士はこのときの謝朓の心情について「斉朝への丹石のごとき忠誠心を持ち続けているからには、我が心変わりを嘆く涙を流しはしない。斉朝を保ってゆくためには、こうするより他に方法はなかった、と考えるのである。直系派の敗退、武帝の血筋の絶えたことを自分の責任として身を責めるが、その苦しさには耐えかねて、斉朝を永続させるには蕭鸞に頼るしか方法は無かったではないか、蕭鸞のために働いたことは、つまりは斉朝への忠誠を尽くしたということなのだとも考える。裏切りの罪にさいなまれる謝朓の心の痛みが伝わってくるようである」（森野繁夫「謝朓研究—宣城郡における謝朓—」

「中国中世文学研究」第22号 所収）とされる。

又掌中書詔誥。転中書郎—『南齊書』本伝には、「又中書の詔誥を掌らしむ。秘書丞に除せらるるも、未だ拜せず。仍ねて中書郎に転ず。出でて宣城太守と為り、選を以て復た中書郎と為る。」とあり、『南史』のこの部分は、『南齊書』本伝に比してかなり省略されていることがわかる。そこで、この時期の謝朓の官歴について『南齊書』に従って一応の検討を加えておくことにしたい。

・「又中書の詔誥を掌らしむ」について。

『南齊書』卷六、明帝紀に「隆昌元年（即ち四九四年）、本号に即いて大將軍（即ち鎮軍大將軍）と為り、鼓吹一部、親兵五千人を給はる。尋いで又中書監・開府儀同三司

を加へらる。……宣城王に封じられ、邑は五千戸たり。持節・侍中・中書監・録尚書は並びに故の如し」とあり、蕭鸞はこのとき中書監であったから、謝朓が「中書の詔誥を掌」ったのは、蕭鸞の要請によるものである。

小松教授は「諮議參軍でありながら、詔誥の草案を作る業務をも担当したのであろう。詔誥のことは、中書舎人の専任であるわけであるが、それをも担当したというのは、彼の文才の評価が極めて高かったということであろう。」とされる（「小松教授訳注」の注24）。謝朓の文才に対する評価のゆえのことであること、小松教授のご指摘のとおりであろうが、そればかりではなく謝朓には政治上の実務の才能があったことにもよるのであろう。

・「秘書丞に除せらるるも、未だ拜せず。仍ねて中書郎に転ず」について。

「秘書丞」は、当時最も重んじられた官で、これになれば一流貴族として認められるといわれる官である。謝朓がこの官に任じられた時期を特定する記録は残っていないが、おそらく建武元（四九四）年十月明帝即位のときではないかと考えられる。この拜命を謝朓は受けなかったのであるが、その裏には直系の武帝派から傍系の蕭鸞への裏切りの思いにさいなまれる謝朓の心があったことを森野博士は指摘されている（森野繁夫「謝朓研究—宣城郡における謝朓—」「中国中世文学研究」第22号所収）。

この時期の謝朓に関連すると思われる記述が、北宋の

沈括の『夢溪筆談』卷二に「古の兼官は、多くは是れ暫時の摂領なり。長兼なる者有り。即ち正官に同じ。予の家蔵の海陵王墓誌は、謝朓の文にして『兼中書侍郎』と称す」とあり（なお、『夢溪筆談』卷十五には、「海陵王墓誌」の来歴について「慶歴中、予の金陵に在るとき、喪人の一方石を以て肉を鎮すること有り。之を視るに鐫刻有るが若し。試みに石を取りて洗濯するに、乃ち宋の海陵王の墓銘にして、謝朓の撰並びに書なり。其の字は鍾繇の如し。極めて愛すべし。」と記す）、北宋の歐陽修の『集古録跋尾』卷四にも「右の海陵王墓銘は、南齊の謝朓の撰なり。……此の誌の題に云ふ、『長兼中書侍郎臣謝朓立』と。而れども伝に朓の侍郎と為るを書せざるなり」とある（以上のほか、北宋の黄伯思の『東觀余論』卷下にも、海陵王墓誌についての言及がある）。

『南齊書』卷五、海陵王紀には「（延興元年）四九十月）十一月、王に疾有り」と称し、数しば御師を遣わして占視せしめ、乃ち之を殞す。」とあり、海陵王の死は建武元年十一月であるから、墓銘はこのとき作られているはずで、謝朓は時に「（長）兼中書侍郎」であったことになる。中書侍郎を兼任したのがいつであるかは、ほかに記録が無いために特定し難いが、蕭鸞がこの年十月癸亥に即位して明帝となり、謝朓が「秘書丞」に任じられたものの、拜命を受けなかった時期に該当する。「兼任であることを考慮すれば、名目上は本官が「秘書丞」であり、「中書侍郎」を兼任する形になっていたのである

ろう（「中書郎」という官は、『南齊書』卷一六、百官志に「中書監一人、令一人、侍郎四人、通事舍人は員無し」とあるので、正式には「中書侍郎」である）むろん、拜命を受けていないのであるから、実質的には「中書侍郎（＝中書郎）」として勤務していたことになる。

「中書郎」に転じた時期については、はっきりした記録がない。建武元（四九四）年十一月には、前述のように「兼中書侍郎」であったようであるから、それ以降のことになる。また、謝朓の詩「中書省に直す」（『謝宣城詩集』卷三・『文選』卷二九。『森野博士訳注』一八三～一八七頁。）に「紅藥は階に当たりて翻り、蒼苔は砌に依りて上る。……。友情は以に鬱陶たり、春物は方に駘蕩たり」とあって、春の深いことを詠じていることから、翌建武二（四九五）年春には「中書郎」に転じていたのであろう。したがって、名実ともに中書省専任となったのは建武元年十一月から建武二年春の間ということになるが、おそらく建武二年の初め（正月？）ではないかと思われる。

・「出でて宣城太守と為り」について。

謝朓の「酬徳の賦」の序に「右衛沈侯（＝沈約）は冠世の偉才なるを以て、予を眷みるに国士を以てす。建武二年、予の將に南に牧せんとするを以て、五言を贈らる。予 時に病み、既に以て職に莅むに堪えず、又た詩を復するを得ず。」とあるのが、これに該当すると思われる。また、謝朓の詩「郡に在りて病に臥し沈尚書に呈す」（『謝

宣城詩集』卷四・『文選』卷二六。『森野博士訳注』三七一―三七九頁)に「連陰盛農の節、簞笠は東籬に聚まる。……珍簞は夏室に清く、輕扇は涼しき颼を動かす。……坐嘯徒らに積む可く、邦を為むること歳は已に期なり。」とあって、宣城郡に赴任して一年後であり、季節が夏であることが示されているので、宣城太守となったのは建武二(四九五)年の夏であったことがわかる。また、謝朓に「雩祭歌」があり、『南齊書』卷九、礼志上に「建武二年早す。有司の雩祭を議するに明堂に依らんとす。」「南齊書』卷一一、樂志に「建武二年、明堂に雩祭す。謝朓辞を造るに、一に謝莊に依る。唯だ世祖のみ四言なり。」とあるので、謝朓は雩祭の行われたとき(四月あるいは五月)には、まだ都にいて、「雩祭歌」を作ったものと思われる。宣城郡へ赴いたのは、おそらく雩祭の後、間もなくであろう。

なお、謝朓の詩「將に湘水に遊ばんとして句溪を尋ぬ」(『謝宣城詩集』卷三。『森野博士訳注』二五九―二六三頁)に「方に尋ぬ桂水の原、帝に謁す蒼山の垂。……興るに暮秋の月を以てすれば、清霜は素枝を落とす」とあり、また、「役を湘州に忝なくし、宣城の吏民と別る」(『謝宣城詩集』卷三。『森野博士訳注』二六三―二六九頁)に「汨かに徂きて南岳に奉じ、兼ねて秩し邦号を典る」とあることから、謝朓は南岳(衡山)の祭祀をつかさどる役目を命ぜられ、建武三(四九六)年の暮秋に、在任一年余りで宣城を去ったことがわかるが、

『南齊書』・『南史』ともに、謝朓が衡山の祭祀に関する仕事についたことを記さない。

・「選を以て復た中書郎と為る」について。

前述のように、謝朓は建武三(四九六)年の暮秋に宣城を出発して湘州に赴き、衡山の祭祀に関する仕事をしたと考えられるので、それをすませてから都に帰って中書郎となった時期は、建武三年の末ごろと思われる。

157 出為晋安王鎮北諮議・南東海太守・行南徐州事―『南齊書』本伝にはこの上に、「建武四年」とある。建武四年は、西暦四九七年。

「晋安王」は、明帝の長子蕭宝義で、伝は『南齊書』

卷五〇・『南史』卷四四。『南齊書』巴陵隱王宝義伝に「建武元(四九四)年、持節・都督南徐州軍事・前將軍・揚州刺史と為り、晋安郡王に封ぜらる。三千戸たり。宝義は少きより廢疾有り、人間に出づるに堪えず。……二年、出だされて使持節・都督南徐州軍事・鎮北將軍・南徐州刺史と為る」とある。

謝朓の「酬徳の賦」の序に「(建武)四年、予の役を朱方に忝なくするや、又た一首を致す。東偏の寇乱迫り、良に暇日無し。其の夏京師に還り、且く讒言を事とするも、未だ篇章の思いに遑あらず。」とある。任地で忙しい日々を送り、夏に一時京師に還ったことを記しているので、春のうちに着任していたと考えられる。

158 啓王敬則反謀―王敬則是、謝朓の岳父。伝は『南齊書』卷二六・『南史』卷四五。『南齊書』卷六、明帝紀に「(永

泰元年（四九八）夏四月、……丁卯、大司馬・会稽太守王敬則 兵を挙げて反す。五月壬午、輔国將軍劉山陽を遣はして軍を率ゐて東討せしむ。乙酉、敬則を斬つて首を伝へ、浙東・吳・晋陵の七郡を曲赦す。」とあり、『南齊書』王敬則伝には、「帝（明帝）既に多く殺害す。敬則は自ら高・武の旧臣なるを以て、心に憂恐を懐く。……永泰元（四九八）年、帝は疾みて、屢しば危殆を経たり。張瓌を以て平東將軍・吳郡太守と為し、兵佐を置きて、密かに敬則を防がしむ。内外「当に異なる処分有るべし」と伝言す。敬則は之れを聞き、竊かに曰く、「東に今誰か有る。祇だ是れ我を平らげんと欲するのみ」と。諸子は怖懼し、第五子の幼隆は正員將軍徐嶽を遣はして、密かに情を以て徐州行事謝朓に告げて計を為す、「若し同にするならば、当に往きて敬則に報ずべし」と。朓は嶽を執へて馳せて之を啓す。」とある。したがって、謝朓が王敬則の反謀を啓したのは、永泰元（四九八）年四月と考えられる。

森野博士はこの一件について、「謀反を打ち明けられたとき謝朓は、舅の謀反に与すべきか、それとも朝廷にこのことを告げるべきかという「岐路」に立たされたわけであるが、彼は後者を選択した。義父を告発するといふ人倫の上からいっても当然避けねばならぬ行為を、謝朓が敢えてしたのは何故であろうか。恐らく一つには、嘗て竟陵王蕭子良や随郡王蕭子隆の寵遇を得た身であるにもかかわらず、明帝が自分を信任してくれたことに對

する恩義のため、また一つには謀反の不成功を見越しての保身のためであつたらう」（『森野博士訳注』一五頁）とされる。また、小松教授は森野博士のこの見解について、「後者の見解には同意できるが、前者の「明帝に対する恩義のため」という見解には素直に頷かせないものを、この明帝は持っている。……明帝は異常に猜疑心が強く、従つて用心深いたちの人物であつたらしい。奪つた帝位を自分の系列に保全するために、高帝・武帝の諸王、諸孫をかたはしから孩幼から乳母に至るまで殺戮し尽くしたという。従つて高武の旧臣である王敬則は累のおよぶことを恐れていたが、明帝の方も、王敬則を最も恐れ警戒していた。……謝朓はもともと武帝派であり、王敬則の女婿であるということになると、どう明帝に信頼されていたとしても、不安ならざるを得ないのではなからうか。王敬則から謀反の話があつたとき、加担せざるを得ない立場にあるが、たとえ加担しなくても謀反が不成功に終われば累は自分に及ぶだろう。成功の確率が低いとふんだ謝朓は、身の安全を保つためには、ここは「義父を売る」という行為を敢てしても、明帝に對する忠誠を示しておいた方が得策だと考えたのではなからうか。そうでなければ、明帝と謝朓をつなぐ信頼の糸は何だったのだろうか、このところを明らかにしなければならぬように思う」（小松英生「森野繁夫訳注『謝宣城詩集』について」中国中世文学研究第23号所収）とされている。当時の状況における現実的な理由として、

小松教授のあくまで「保身」のためであったという見解は説得力があるが、森野博士は、小松教授の指摘される「明帝と謝朓をつなぐ信頼の糸」について、「謝朓研究—宣城郡における謝朓—」（『中国中世文学研究』第22号所収）において、謝朓その人の内面に踏み込んだ見解を詳しく述べられている。

159 遷尚書吏部郎—王敬則の謀反を告発した功績による任命であるから、その時期は永泰元（四九八）年夏、おそらくは、五月に王敬則の謀反が平らげられた直後と考えられる。

160 国子祭酒沈約—『南齊書』本伝は「祭酒沈約」に作り、「国子」の二字が無い。沈約の伝は『梁書』卷十三・『南史』卷五七。『梁書』沈約伝には「明帝の即位するや、号を輔国將軍に進められ、徴されて五兵尚書と為り、国子祭酒に遷る。明帝の崩ずるや、政は冢宰に帰せられ、尚書令徐孝嗣は約をして遺詔を撰定せしむ」とある。

162161 宋元嘉中—元嘉は宋の文帝の年号（四二四—四五二）。范曄讓吏部—范曄の伝は『宋書』卷六九・『南史』卷三三。『宋書』范曄伝には、「尋いで召されて秘書丞と為り、父の憂に職を去る。服の終はるや、征南大將軍檀道濟の司馬と為り、新蔡太守を領す。道濟の北征するや、曄は行くを憚り、辞するに脚疾を以てするも、上は許さず、水道由り器械を載するの部伍を統べしむ。軍の還るや、司徒從事中郎と為り、之れを頃くして尚書吏部郎に遷る」とあるが、「讓」のことは見えない。

163 朱脩之讓黃門—朱脩之の伝は『宋書』卷七六・『南史』卷一六にあり、『魏書』卷四三・『北史』卷二七にも簡略な伝がある。『宋書』朱脩之伝には、「元嘉九年、京邑に至り、以て黃門侍郎と為り、累ねて江夏内史に遷る」とあるが、「讓」のことは見えない。

164 蔡興宗讓中書—蔡興宗の伝は『宋書』卷五七・『南史』卷二九。『宋書』蔡興宗伝には、「初め彭城王義康の司徒行參軍と為り、太子舍人、南平穆王の冠軍參軍、武昌太守たり。又た太子洗馬、義陽王の友、中書侍郎と為る」とあるが、「讓」のことは見えない。

165 近代—『南齊書』本伝は「近世」に作る。唐の太宗、李世民的諱を避けた。

166 王藍田・劉安西並貴重、初自不讓—王藍田は、東晋の王述のこと。「藍田」は、父の王承が賜った藍田県侯の爵位を継いだことからいう。『晋書』卷七五、王述伝に「尋いで散騎常侍・尚書令に遷り、將軍は故のごとし。述は職を受くる毎に、虚讓を為さず。其の辞する所有るは、必ず受けざるに於いてす。是に至りて、子の坦之は諫めて、以て故事は応に讓るべしと為す。述曰く、『汝は我の堪へざらんと謂うや』と。坦之曰く、『非なり。但だ克く讓るは自ずから是れ美なる事なるのみ』と。述曰く、『既に堪うと云はば、何為れぞ復た讓らん。人は汝は我に勝ると言うも、定めて及ばざるなり』と。」とある（この話は『世説新語』方正篇47にも見える）。
・「劉安西」について。

小松英生教授は「劉安西」については、未詳。安西將軍劉某なる人物は、『晋書』卷百二「劉聰伝」に、「安西劉雅」と見えるが伝は不明であるし、該当するか否か判断できない。」とされる（小松教授訳注の注36）が、「王藍田」と並列されているので、「安西」は安西將軍という官職名ではなく、爵位を表すと考えるのが自然である。しかし、「安西某」という爵位は晋・宋に存在しない。そこで、「貴重」（『何らかの爵位を持っている』）という点、及び「初自不讓」（『職を授けられると辞退しない』）という点から該当しそうな劉姓の人物をさがすと、劉湛がその候補として挙がってくる。『宋書』卷六九、劉湛伝に「湛は出でて伯父の淡を継ぎ、安衆県五等男に襲封せらる。」とあり、また、『宋書』卷六三、王華伝に「宋の世に惟だ（王）華と南陽の劉湛のみは飾讓を為さず、官を得れば即ち拜し、此れを以て常と為す。」とあるからである。もし、この劉某が劉湛であるならば、「劉安西」は「劉安衆」の誤りということになる。

167 孫興公・孔覲竝讓記室——孫興公は、晋の孫綽で、興公はその字。『晋書』卷五六、孫綽伝には「征西將軍庾亮請ひて參軍と為す」とあり、『北堂書鈔』卷六八に「孫綽功曹參軍騎曹と為る」とあることから、功曹參軍になったことが知られるが、記室參軍を「讓」ったことに関わる記述は無い。また、孫綽が記室參軍を「讓」ったという記録は『晋書』中に無く、孫綽に関する記事が比較的多く載せられている『世説新語』及びその劉孝標

注にも見えない。

「孔覲」の伝は、『宋書』卷八四・『南史』卷二七。衡陽王劉義季の記室參軍を辞退したことは、『宋書』本伝に「初め揚州秀才に挙げられ、主簿に補せらる。長沙王義欣の鎮軍功曹、衡陽王義季の安西主簿・戸曹參軍となり、南義陽太守を領す。転じて記室に署するも、牋を奉りて固辞して曰く、『記室の局は、実に惟れ華要にして、文行秀敏に非ざる自りは、之に居るを或むこと莫し。覲は遜業の挙にして、郷部に聞こゆること無し。……伏して願はくは天明其の心請を照らし、今局を改めんことを乞う。授くるに閑曹を以てせば、則ち鳧鶴は方に従ひ、憂うる所を去らん』と。又た曰く、『夫れ記室の要を以ふに、宜しく通才敏思にして、性情の勤密なる者を須ふべし。覲は学は綜貫せず、性も又た疏惰にして、何ぞ以て知を秘記に属し、筆を文闕に乗るべけんや。……伏して願はくは其の魯拙を矜れまんことを。業の地有るときは、則ち曲成の施、終始優渥ならん』と。義季は奪う能はずして、遂に免るを得たり。」とある。

169168 三署——三署郎のことで、備員をいう。
謝吏部今授超階、讓別有意——『南齊書』本伝に載せる、翌永元元（四九九）年の始安王遙光らの謝朓を誅する旨の啓奏に「王敬則の先に凶逆を構へしとき、微しく誠効有り。爾りし自り昇擢せられて、倫伍を超越す」とあり、そのおりの東昏侯の詔に「去夏の事は、頗る微誠有り。賞擢曲げ加へられ、倫序を踰邁す」とあって、「尚書吏

部郎」への任命が甚だしい抜擢であったことをいう。また、小松教授は宮崎市定『九品官人法の研究』（二二一頁）を引用して、沈約の「今授超階」という言葉が謝朓の尚書吏部郎への配転が当時破格のものであった例証であるとされる（『小松教授訳注』の注39）。

「讓別有意」について、小松教授は「表面的には謝朓の謙讓の気持ちをくんでいるようであるが、義父を告発して得た地位に対する謝朓の慚愧を心底に感じとっているように思われる」（『小松教授訳注』の注40）とされる。『南齊書』・『南史』謝朓伝には、王敬則の娘である謝朓の妻は常に刀を懐にして復讐しようとしたとあり、謝朓が後に自身が誅殺されるに際して、王敬則は自分が原因で死んだと述べていることからして、精神的に大きな傷を負ったのであろう。沈約は、竟陵王の西邸以来の謝朓の友人であり、謝朓がその「酬徳の賦」の序に「右衛沈侯（＝沈約）は冠世の偉才なるを以て、予を眷みるに国士を以てす」と述べ、また『南史』本伝には、後に誅殺されるに際して、一門の記録が後世に伝わるよう、沈約への伝言を食客に頼んだとあるほどの信頼を寄せられていたから、謝朓の心の痛みをおそらく感じとっていたことであろう。

170 搆謙之美、本出人情——『南齊書』本伝は「搆謙」を「搆讓」に作る。

171 便与詣闕章表不異——『南齊書』本伝にも全く同じ句があり、小松英生教授は「この句の意味はよくわからない。

天子に奉る章表と同じだというのは、形式やしきたりに過ぎないことで人の情を本位としない虚讓になるという意であろうか。」とされる（『小松教授訳注』の注41）。前後の文脈から考えて、ここは章表を奉るときは宮中に参内するという単なる手続きのこととして解釈した。

173 謂都非疑——『南齊書』本伝は「都」を「都自」に作る。謝朓、優答不許——『南齊書』本伝は「朓又啓讓、上優答不許（朓は又た啓讓するも、上は優答して許さず）」に作る。

174 朓善草隸、長五言詩——梁の庾肩吾の『書品』は、謝朓を中品の下十八人に入れ、論に「謝朓・劉繪は、文は宗にして書は範り。」といい、唐の張懷瓘の『書断』は、神品二十五人、妙品五十八人、能品百七人と分けて、謝朓を能品の草書二十五人の中に入れ（『書断』中）、「風華黼藻、當時に独り歩む。草書は甚だ声有り。草は殊に流美にして、薄暮の川上に、余霞の人を照らすのごとく、春晚の林中に、飛花の目に満つるのごとし。詩に曰く、『美しき一人有り、清揚婉たり。邂逅して相ひ遇はば、我が願ひに適へり』とは、是れの謂なり。（『書断』下。なお引用の詩は『毛詩』鄭風・野有蔓草。）という。（なお、注156に引用した沈括『夢溪筆談』卷一五には「其の字は鍾繇の如し」とある）

謝朓の詩についての同時代の評価及び詩風についての解説は、『森野博士訳注』一七〇二八頁に詳しい。

175 敬皇后遷耐山陵——「敬皇后」は、明帝の后で劉氏、名

- は惠端。伝は『南齊書』卷二〇・『南史』卷一一。
 『南齊書』明敬劉皇后伝に「永明七（四八九）年、卒し、江乘嶺張山に葬らる。……高宗の即位するや、追尊して敬皇后と為す。……永泰元（四九八）年、高宗の崩ずるや、改葬して興安陵に附す」とある。
 「興安陵」は、明帝の陵墓。『南齊書』卷六、明帝紀に「（永泰元年＝四九八年）秋七月、……己酉、帝正福殿に崩す。年四十七。……興安陵に葬る」とある。
- 176 眺撰哀策文—この哀策文は、「齊の敬皇后哀策文」として、『文選』卷五八に収められている（集英社『全釈漢文大系』32 文選』第七冊三八九～三九八頁に詳細な訳注がある）。その序には「惟れ永泰元年、秋九月朔日、敬皇后の梓宮、先塋自り啓き、將に某陵に附さんとす」とある。
- 177 東昏失徳—「東昏」は、東昏侯蕭宝卷で、明帝の第二子。『南齊書』卷七、東昏侯紀に「建武元年、立てられて皇太子と為る。永泰元年七月己酉、高宗崩じ、太子即位す」とある。東昏侯の東宮時代、及び即位後の無軌道ぶりは『南齊書』卷七、東昏侯紀に詳しく、天子としての資格を全く欠いていた。
- 178 江拓欲立江夏王宝玄、末更回惑—江拓の伝は、『南齊書』卷四二・『南史』卷四七。
 江夏王蕭宝玄は、明帝の第三子。伝は『南齊書』卷五〇・『南史』卷四四。
- 『南齊書』江拓伝に「帝の徳を失ふこと既に彰らかなるや、拓は議して江夏王宝玄を立てんと欲す。……（劉暄は）拓の議に同じうせず、建安王宝夤を立てんと欲し、密かに（蕭）暹光に謀る。暹光は自ら年長なるを以て、属に鼎命に当るとし、微旨もて拓を動かす。拓の弟祀は、少主の保ち難きを以て、拓に暹光を立てんことを勧む。（劉）暄は暹光若し立たば、己れは元舅の望みを失ふを以て、同にするを肯んぜず。故に拓は遲疑すること久しうして決せず」とあり、『南齊書』卷五〇、蕭坦之伝には「江拓兄弟の始安王暹光を立てんと欲するや、密かに坦之に謂へり。坦之曰く、「明帝の天下を取ることに、已に次第に非ずして、天下の人は今に至るまで服さず。今若し復た此の事を作さば、恐らくは四海は瓦解せん。我其れ敢へて言はず」と。とある。廢立を画策する江拓は、後継者を誰にするかという点で意見をまとめる事ができずに困り果て、謝眺に相談を持ちかけたのである。
- 179 弟祀—江祀。伝は『南齊書』卷四二・『南史』卷四七。
 180 江夏年少、脱不堪—『南齊書』本伝には「江夏年少輕脱、不堪負荷神器（江夏は年少にして輕脱、神器を負荷するに堪えず）」とある。「江夏」は、江夏王蕭宝玄。
 181 始安—始安王蕭暹光。明帝の甥で、太祖蕭道成の子、始安貞王蕭道生の子。伝は『南齊書』卷四五・『南史』卷四一。
 182 只求安国家爾—『南齊書』本伝は「只」を「政是」に、「爾」を「耳」に作る。

184183 遙光―始安王蕭遙光。注181。

親人劉渢―「親人」は、腹心の部下、腹心の人の意であらう。『資治通鑑』卷一四三、齊紀九に「(裴)叔業親人馬文範を遣わして襄陽に至らしめ、……」とあり、胡三省の注に「親人は、親しく信ずる所の者なり」とある。また、『南史』卷七〇、循吏伝に「前史も亦た云う、今の郡守は古の諸侯なり。故に長吏の職、号して親人と曰ふ」とある。なお、『資治通鑑』卷一四二、齊紀八の謝朓の獄死に至る経過を記した部分には「所親丹陽丞南陽劉渢」とある。劉渢の伝は、『南史』卷七三、孝義伝上にあり、『南齊書』卷四五、蕭遙光伝、及び『南齊書』卷五二、崔慰祖伝にわずかな記載がある。

185 致意於朓―『南齊書』本伝は「致」の上に「密」字があり、またこの下に続けて「以欲為肺腑(以て肺腑と為さんと欲す)」の一句がある。

186 不肯答―『南齊書』本伝はこの上に「非渢所言(渢の言う所を非とし)」の一句がある。

187 即以祐等謀告左興盛―『南齊書』本伝には、この後に続けて「興盛は敢えて言を発せず。」とある。

「左興盛」の伝は『南齊書』・『南史』に無く、『南齊書』卷六、明帝紀に「(建武四年)十二月甲子、寧朔將軍左興盛を兗州刺史と為す」、『南齊書』卷四五、蕭遙光伝に、永元元年八月に蕭遙光が誅された際の記述に「遙光誅殺に向かった人物の一人として「太子右衛率左興盛」とその名が見えるほか、『南齊書』卷七、東昏侯紀、

『南齊書』卷二六、王敬則伝・陳顛達伝、『南齊書』卷五一、崔慧景伝にその名が見える。

なお、『資治通鑑』卷一四二東昏侯紀、永泰元年五月には、謝朓が左興盛に江祐らの謀を告げたことを記して「朓懼る。即ち祐の謀を以て太子右衛率左興盛に告ぐ」とある。

188 又説劉暄曰「祐固執不与―『南齊書』本伝には、この部分が無く、「祐は聞き、以て遙光に告ぐ。遙光は大いに怒る。乃ち敕と称して朓を召し、仍りて車を回らして廷尉に付し、徐孝嗣・祐・暄等と名を連ねて朓を誅することを啓して曰く、……。」とあり、続けて謝朓告発の啓奏を載せている(「小松教授訳注」に訳文・注釈がある)。なお、『南齊書』本伝の記事において名を連ねて啓奏した一人、徐孝嗣の伝は、『南齊書』卷四四・『南史』卷十五にある。

「劉暄」は、明帝の敬皇后の弟。伝は『南齊書』卷四二・『南史』卷四七。

小松教授は、謝朓が左興盛に江祐らの企てを告げ、同時に『南史』のみの記載である劉暄にも告げたことを挙げて、「これは謝朓が遙光擁立に反対し、その企てを内部崩壊させようとする意図を示したものである」とされる(「小松教授訳注」の注53)。また、森野博士は「謝朓の気持ちは、本伝にも記されているように、明帝に受けた恩によって、もし東昏侯がだめなら、江夏王を、という思いであったに違いない。……。」『南史』本伝によ

れば謝朓は、反始安王派の拡大を考えていたようである。しかし、左興盛も劉暄も始安王擁立のムードの高まりの中にあっては彼らと対立することの不利を十分に承知していたのであろう、謝朓の誘いには乗らなかつた」とされる（『森野博士訳注』一六頁）。

なお、この時の状況は、五年前に明帝が帝位を奪った時の状況にそっくりであるが、謝朓はその時と異なった行動を取り、始安王派の誘いに乗らず、明帝の血筋を守ろうとしている。森野博士は、この謝朓の態度を「誠に理になつていた」（『森野博士訳注』一六頁）とされ、さらに「謝朓研究―宣城郡における謝朓―」（『中国中世文学研究』第22号所収）において、この時の謝朓が、五年前の転向の際の苦しみを思い起こしていたに違いないこと、及び故郷への隠棲を真剣に考えていたであろうことを指摘されている。

189 先是、朓常輕祐為人、至是構而害之。『南齊書』本伝にはこの部分が無い。

「劉晏」は、ここと『南史』卷四一、始安王遙光伝に「城局參軍劉晏」とその名が見えるのみ。

「可謂二江帶双流」は、左思の「三都賦」に「帶二江之双流、抗峨眉之重阻（二江の双流を帯び、峨眉の重阻に抗う）」とあるによる。ここでは、「二江」は江祐・江祀兄弟、「双流」は劉渢と劉晏を指し（「流」と「劉」は同音）、さらに謝朓自身を峨眉山になぞらえるという含みを持つと考えられる。したがって、江祐・江祀・劉

渢・劉晏の四人で、やつと峨眉山のように高く険しい存在の自分とバランスが取れるという意味合いになろう。

190 詔暴其過惡、收付廷尉。『南齊書』本伝に、この「詔」の全文を載せる（『小松教授訳注』に訳文・注釈がある）。なお、『南史』では詔が出された後で、謝朓が廷尉に託されたことになっているが、『南齊書』本伝では謝朓が廷尉に託された後で、告発をうけ、詔が出されたことになっている（注188参照）。

191 御史中丞范岫、范岫の伝は、『梁書』卷二六・『南史』卷六〇。

192 臨終謂門賓曰、寄語沈公。君方為三代史。亦不得見没。『南齊書』本伝にはこの部分が無い。

・「門賓」―食客の意。『後漢書』卷四三、朱穆伝論に「乃ち田・寶・衛・霍の游客、廉頗・翟公の門賓に至つては、……。」と用例が見える。

・「沈公」―沈約。

・「三代」―晋・宋・齊の三つの王朝を指す。『梁書』卷一三、沈約伝に「著わす所の『晋書』百一十卷。」

『宋書』百卷・『齊紀』二十卷……、皆な世に行はる。」とあり、『宋書』卷一〇〇、自序にはより詳しく「史臣は年十三にして孤なり。少くして頗る学を好み、日を棄て功無しと雖も、膺に伏して改めず。常に以へらく晋氏一代は竟に全書無しと。年二十許にして便ち撰述の意有り。泰始の初め、征西將軍蔡興宗為に明帝に啓して、勅有りて許しを賜る。此れより今に迄るまで、年二十を

逾え、撰する所の書、凡そ一百二十巻なり。條流挙ぐる
と雖も、而れども採擷未だ周からざるに、永明の初め、
盜に遇ひ第五軼を失ふ。建元四年、未だ終らざるに勅を
被りて国史を撰す。永明二年、又た兼著作郎を忝うし、
起居注を撰次す。茲れより王役あつて、搜撰に暇無し。
五年春、又た勅を被りて『宋書』を撰す。六年二月、功
績を畢え、……とある。この『宋書』自序の記述か
ら、沈約が三代の歴史書の編纂に関わっていたことがわ
かる。また、謝朓の獄死の時点で、沈約の『晋書』は未
完成でありかつ一部が失われており、また『宋書』は永
明六（四八八）年二月に一応の完成をみているように解
せるが、これは本紀と列伝合わせて七十巻のみで、志三
十巻は梁の武帝の即位後に完成した（校点本『宋書』「出
版説明」二頁）ようであるから未完成であり、『齊紀』
（Ⅱ「国史」）は当然未完であるから、沈約の「三代の
史」は、いずれも完成をみていなかったことがわかり、
謝朓はそれを知っていたのであろう。なお、この謝朓の
言葉からは、おのれの獄死によって一門の記録が後世に
伝わらぬことを恐れる心情と三年後の齊王朝の滅亡を予
感していたことがうかがわれる。

193 及当拜吏部、謙挹尤甚——謝朓が尚書吏部郎になったの
は、永泰元（四九八）年の夏である（注160参照）。「謙
挹」は、へりくだること、尚書吏部郎に遷るにあつた
て、謝朓が三度辞退したことを指す。『南齊書』本伝に
は「及為吏部郎」とあるのみ。

194 尚書郎范縝嘲之曰、卿人才無慚小選。但恨不可刑于寡
妻。朓有愧色——范縝の伝は、『梁書』卷四八、『南史』
卷五七。『梁書』卷四八、范縝伝には「家を齊の寧蛮主
簿に起し、尚書殿中郎に累遷す。……建武中、領軍
長史に遷る。出だされて宜都太守と為る。」とあり、建
武年間（四九四〜四九七）に領軍長史に遷っていること
がわかるが、永泰元（四九八）年に尚書郎であつたと確
定できる記述は無い。兼任であつたのか、あるいは、領
軍長史から再度尚書郎になつたのであろうか。

「刑于寡妻」は、妻としての道を守らせること。『毛
詩』大雅・思齊に「寡妻に刑らしめて、兄弟に至り、以
て家邦を御む。」とあり、毛伝に「刑は法なり。」とある。
なお、『南齊書』本伝には「沈昭略 朓に謂いて曰く、
「卿は人地の美ありて、此の職を忝かむること無し。
但だ恨むらくは今日寡妻に刑らしむることなり」と。」
とあつて、ほぼ同じ内容が沈昭略（『南齊書』卷四四・
『南史』卷三七に伝がある）の言葉となつている。

195 及臨誅、歎曰、天道其不可昧乎。我雖不殺王公、王公
因我而死——「王公」は、王敬則のこと。『南齊書』本伝
には「朓は敗に臨んで歎じて曰く、我は王公を殺さざる
も、王公は我に由りて死す」とあり、小松英生教授は、
これを王敬則の敗死の際のこととされる（小松教授訳
注」の訳文、及び「小松教授訳注」の注79）。たしかに
『南齊書』本伝からは、そのように解すべきであらう。
しかし、『南史』には、謝朓の言葉に、『南齊書』本伝

には無い「天道は其れ味しとすべからざらんや」があり、謝眺自身が誅せられる際の言葉としている。

196 眺好奨人才、其好善如此——この逸話は『南齊書』本伝に無い。

・会稽孔覲——この孔覲には、伝が無い（『宋書』巻八四に伝のある孔覲とは別人）。わずかに、『南齊書』巻三七、劉俊伝に「建元四年、奉朝請孔覲は「錢を鑄して貨を均しうするの議」を上る。辞證甚だ博し。」とあり

（『通典』巻九にもこれを載せる）、『南齊書』巻五四、高逸伝杜京産伝に「会稽の孔覲は、清剛にして峻節、一見して款交を為す。」とあるのが、この人物に該当するかと思われる。

・孔珪——孔珪は孔稚珪で、ここは、唐の高宗の小名を避けて「稚」字を省略したもの（校点本『南史』巻一九校勘記一四）。謝眺より一八歳年長であった。伝は『南齊書』巻四八・『南史』巻四九。

・嗟吟——感動して褒めること。

・折簡——用例が『三国志』魏書・王凌伝の裴松之に引く『魏略』に「(王)凌は外せらるるを知るや、乃ち遙かに太傅に謂ひて曰く、『卿は直だ折簡を以て我を召す。我当に敢へて至らざるべけんや。而して乃ち軍を引いて来るか』と。太傅曰く、『卿の肯へて折簡に逐う者に非ざるを以ての故なり』と。」と見え（『世説新語』方正篇4 劉孝標注引『魏略』にもこれと同じ話が見える）、『資治通鑑』巻七五、魏紀七邵陵厲公嘉平三年には、この王

凌と太傅（司馬懿）のやりとりを載せ、胡三省注に「蓋し単に一札を執りて之を簡と謂ふ。折簡なる者は、折半の簡にして、其の札の軽きを言うなり」とあって、略式の手紙あるいは、正式のもの半分の大きさの書簡箋を意味する語として定義されている。しかし、この意味としてはやや不適當に思われる。ここの「折簡」は、小さい書簡箋であり、今のメモ用紙のように使用されたものを意味すると考えられる。

・士子——官吏階層にある者をいう語で、ここは孔覲を指す。

・無惜齒牙余論——齒牙から漏れ出るわずかな言葉を述べ、労を惜しまないでほしいの意で、少しばかりの発言によって、なんらかの助力を与えることのできる立場にある者に対する依頼の言である。

以上の逸話について。孔覲が上書した建元四（四八二）年には（杜京産伝の孔覲についての記載は、直後に建元中の記事があるのでそれ以前のことであろう）、謝眺は十九歳で最初の任官直後かもしくは任官直前であり、この逸話のようなことがあったとは考えにくい。そこで、孔稚珪と謝眺の接点を捜すと、『南齊書』巻四八、孔稚珪伝に孔稚珪が兄とともに郷里の会稽に還って父の喪に服していたとき、兄の妾が無礼であったので、孔稚珪は時の会稽太守王敬則（謝眺の岳父であり、『南齊書』巻二六、王敬則伝によれば、会稽太守であったのは永明元年、永明三年と永明十一年、隆昌元年の二度あるが、こ

こは前者である。)に告げてこの妾を殺したという記事が見え、喪があけると司徒從事中郎、州治中、別駕、從事史、本郡中正と為り、永明七(四八九)年に驍騎將軍に転じたとある。謝朓は随郡王蕭子隆が永明四(四八六)年正月に東中郎將・会稽太守となつたのにもない、東中郎府に入つてしばらく会稽郡に勤務していたようである(注125参照。永明六年に謝朓が都に還っていたことは確かであるが、それがいつであるかは未詳)。また、謝朓が孔稚珪に対して「無惜齒牙余論」と依頼していることから考えて、孔稚珪が本郡中正の任にあつた時期であれば無理がないが、その期間を特定できないので、この逸話は、おそらく永明四(四八六)〜四八八(四八八)年にかけてのことであつたと考えられる。もしこの推測が正しければ、この時、孔覲は郷里の会稽に帰っていたのであろう。ただし、これはあくまでもこの逸話が事実であつたという仮定に基づくもので、逸話そのものの事実性については疑念を払拭しきれない。

なお、謝朓が才能のある者に好意的であつたことを示す逸話は、これ以外にもある。『梁書』卷三六、江革伝には「朓は嘗て衛に宿し、還るとき過りて革に候す。時に大いに雪ふる。革の弊絮單席にして、学に耽りて倦まざるを見て、嗟歎すること之を久しうし、乃ち著る所の襦を脱ぎ、並びに手ずから半氈を割きて革に与えて臥具に充たして去れり。司徒の竟陵王は其の名を聞き、引いて西邸の学士と為す。」とあつて、江革が西邸の学士と

為るにあつたの謝朓の助力を暗示する。また、『梁書』卷二七、到洽伝にも「洽は少くして名を知られ、清警にして才学士行有り。謝朓の文章の一時に盛たりしとき、洽を見て深く相い賞好し、日々に引いて与に談論す。：。朓の後に吏部と為るや、洽は職を去れり。朓は之を薦めんと欲するも、洽は世の方に乱れんとするを睹て、深く相い拒絶す。」とある。

197 朓及殷叡素与梁武以文章相得、為制此書云——この部分は『南齊書』本伝に無い。謝謨の名も、ここに見えるのみである。

・梁武—梁の武帝蕭衍。謝朓とは同い年であり、齊の竟陵王蕭子良の西邸サロンにおいて、謝朓らとともに「八友」と号された。その後、随郡王蕭子隆の鎮西諮議參軍となり、謝朓とは荊州の随郡王府において永明九(十年)初(四九〇)〜四九一)にかけて同僚であつた(『梁書』卷一、武帝紀上)。「謝宣城詩集」卷三に、このころの「冬の緒め羈の懐い、蕭諮議・虞田曹・劉江二常侍に示す」詩(『森野博士訳注』二九五〜三〇〇頁)が収められ、また、『謝宣城詩集』卷四には、後の建武二(三)〜四九五)〜四九六)年ごろ、太子中庶子となつて石頭に鎮していた蕭衍の詩「石頭に直す」に和した「蕭中庶の「石頭に直す」に和す」詩(『森野博士訳注』三二五〜三三四頁)に蕭衍の詩の訓読と大意及び謝朓の和詩の訳注がある)を収める。

・殷叡—ここに見える以外に、『南齊書』卷四九、王奐

伝・『南史』卷六〇、殷鈞伝に若干の記載があるのみで、梁の武帝と文学において相通じるものがあつたという記載はここにしかないようである。網祐次博士は「南史謝朓傳には、蕭衍即位前のこととして、謝朓と殷叡は、もと、文章を以て蕭衍と相ひ得たるを云ふ。蓋し、西邸時代のことであろう。」とされ（網祐次『中国中世文学研究—南齊永明時代を中心として—』七〇頁）、謝朓が竟陵王蕭子良の西邸サロンに「八友」の一人として加わっていたところのこととされる。なお、『南史』卷六〇、殷鈞伝には「梁の武帝は叡と少きより故旧たり、女の永興公主を以て鈞に妻あわせ、耐馬都尉を拜せしむ。」とある。

・大女永興公主—諱を玉姚といい、梁の武帝蕭衍と德皇后郝氏の長女。

・第二女永世公主—諱を玉婉といい、永興公主と同腹で梁の武帝蕭衍の次女。永興公主とともに『梁書』卷七、高祖德皇后郝氏伝にその名が見える。

・及帝為雍州—『南齊書』卷六、明帝紀に「永泰元年、……。秋七月、……。癸卯、太子中庶子梁王を雍州刺史と為す。」とあり、梁の武帝が雍州刺史となつたのは永泰元（四九八）年七月、明帝崩御の直前である。

・二女並暫隨母向州—「母」とは德皇后郝氏。『梁書』卷七、高祖德皇后郝氏伝に「高祖の德皇后郝氏、諱は徽、高平金郷の人なり。……。建元の末、高祖は始めて娉す。永興公主玉姚・永世公主玉婉・永康公主玉嬾を生む。

建武五年、高祖の雍州刺史と為るや、先に鎮に之き、後に乃ち后を迎う。州に至りて未だ幾ばくならずして、永元元年八月、襄陽の官舎に殂す。」とある（『建武五年』は、四月に永泰元年と改元されており、蕭衍が雍州刺史と為つたのは永泰元年七月であるので、これは誤りであろう）。

・及武帝即位—『梁書』卷二、武帝紀中に「天監元年夏四月丙寅、高祖は皇帝の位に南郊に即く。」とある。蕭衍は、永元二（五〇〇）年十一月、雍州において暴虐の天子東昏侯に対する打倒の軍を挙げ、翌永元三（五〇一）年二月に襄陽を發して江を下り、三月には、東昏侯の弟の南康王蕭宝融（Ⅱ和帝）を江陵において即位させて中興と改元し、一〇月、建康に至り宮城を囲んだ。一二月、東昏侯は臣下に殺され、蕭衍は建康を平定する。翌中興二（五〇二）年正月、蕭衍は梁公となり、九錫の礼を備え、二月に爵位を梁王に進められ、四月、和帝の禅讓を受けて即位し、天監元年と改元する。（『梁書』卷一、武帝紀上・『南齊書』卷八、和帝紀及び『資治通鑑』卷一四四、一四五）

・二主始隨内還—『梁書』卷七、丁貴嬪伝に「高祖の義師起るや、昭明太子始めて誕育す。貴嬪は太子と留まりて州城に在り。京邑の平らげらるるや、乃ち京都に還る。」とあるので、二人の公主も襄陽におり、蕭衍の建康平定後に還ってきたと思われる。

・門單一門に顯貴の者がいないこと。用例が『後漢書』

卷七九上儒林列伝歐陽欽伝に「欽門单子幼、未能伝学〔欽は門は単にして子は幼く、未だ能く学を伝えず〕」と見える。

・張弘策―伝は、『梁書』卷一一・『南史』卷五六。天監元（五〇二）年五月、東昏侯の殘党が、大赦にあつたものの不安にかられ、乱をなして神虎門と綏章觀を焼いた際、衛尉府内に侵入した賊のために、衛尉卿であつた張弘策は殺された（『梁書』卷二、武帝紀中・『梁書』卷一一、張弘策伝）。

・王志―伝は、『梁書』卷二一・『南史』卷二二。

・子諲―王諲。王諲の伝は『梁書』・『南史』に無く、『梁書』・『南史』の王志伝に名が見えるのみ。

・書狀如詩―佚。

・沈約早與朏善―沈約は、謝朏より二四歳も年長であつたが、竟陵王の西邸以来の謝朏の友人であつた。生前の謝朏の沈約に対する友情は、謝朏の「酬徳の賦」（『謝宣城集』卷一）――その序で、沈約は自分を国士を以て遇したと述べている（注169を参照）――によく表現されている。

また、沈約の「懷舊詩九首」の中に「謝朏を傷む」と題する詩がある。以下、この一首を挙げておく。

吏部信才傑 吏部は信まことに才傑

文鋒振奇響 文鋒は奇響を振ふ

調與諧金石 調なべは金石と諧かなひ

思逐風雲上 思おもひは風雲を逐おひて上ある

豈言陵霜質 豈に陵霜の質と言はんや
 忽随人事往 忽ち人事に随ひて往く
 尺璧爾何冤 尺璧のごとき爾に何の冤かあらん
 一旦同丘壤 一旦にして丘壤を同じうす
 （本文は『先秦漢魏晉南北朝詩』一六五三頁に載せるものに拠つた。）